

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
[第1診察料]			診察とは、病傷の識別を行うために獣医師のとり稟告、望診、触診、打診、聴診、骨硬度検査及び一般的検査をいい、理化学的検査及び顕微鏡的検査を含まない。
1 初診	156	15	<p>1 第1診に行う診察をいう。</p> <p>2 繁殖障害の診療継続中に繁殖障害以外の病傷が発生して診察を行った場合及び繁殖障害以外の病傷の診療継続中に繁殖障害が発生した場合にも、この点数を適用する。</p> <p>3 予後不良と診断した場合は、B種に18点を加える。</p>
2 再診	71	9	<p>1 第2診以後予後判定又は治癒判定のため単に診察するのみで、薬治、検査、注射、処置及び手術を行わない場合に限る。</p> <p>2 予後不良と診断した場合は、B種に18点を加える。</p>
3 往診			<p>1 往診距離は、片道のみを計算し、1戸に2頭以上の患者がある場合は、往診1回とする。</p> <p>2 獣医師の診療施設から患者までの直線距離を往診距離とする。1戸であっても異なる場所を連続して往診した場合は、次の患者に至るまでの距離とする。ただし、その距離が次の患者とその獣医師の診療施設を起点とした直線距離と比べて長い場合、当該獣医師の診療施設を起点とした直線距離を往診距離とする。</p> <p>3 夜間、深夜又は悪天候時の往診については、B種に下表の点数を加える。</p>

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備考			
	B種	A種				
				20キロメートル以内の場合	20キロメートルを超え40キロメートルまでの場合	40キロメートルを超える場合
			夜間	481	602	722
			悪天候時			
			深夜	757	945	1,135
			夜間で悪天候時			
			深夜で悪天候時	873	1,090	1,309
			<p>4 悪天候時又は険路のためやむを得ず徒歩で往診した場合において、徒歩距離が1キロメートルを超えたときは、4キロメートルまでの部分については、1キロメートル又はその端数を増すごとにB種に80点を、4キロメートルを超える部分については、1キロメートル又はその端数を増すごとにB種に13点を加える。</p> <p>5 積雪地域（別表に掲げる地域をいう。）において積雪期（12月1日から翌年3月31日までの期間をいう。）に往診した場合は、B種及びA種に13点を、往診距離が20キロメートルを超え40キロメートルまでの部分については、B種及びA種に28点を、40キロメートルを超えたときは、B種及びA種に54点を加える。</p> <p>6 中山間地域等（組合等（農業保険法（昭和22年法律第185号。以下「法」という。）第11条第1項に規定する組合等をいう。以下同じ。）が、獣医療の利便性が低い地域として市町村単位で指定する地域をいう。）に往診した場合は、B種に450点を加える。</p> <p>7 夜間とは、午後6時から翌日午前8時までの間（深夜を除く。）をいい、深夜とは、午後10時から翌日午前5時までの間をいう。</p>			

家畜共済診療点数表

番号	種別	点数		備考
		B種	A種	
	20キロメートル以内の場合	199	57	8 悪天候時とは、暴風時又は暴風雪時をいう。
	20キロメートルを超え 40キロメートルまでの場合	333	122	
	40キロメートルを超える場合	651	188	
4	立会診	578	10	
5	遠隔診	187	39	<p>1 患畜の飼養場所に立ち入ることなく情報通信機器を通して家畜の画像を確認し、診療をリアルタイムにより行い、かつ、「初診」、「再診」、「薬治」又は第4検査料の各種別（獣医師が視覚又は聴覚により結果を認知し客観的に判定することが可能なものに限る。）のいずれかを行った場合に限り「遠隔診」を適用する。</p> <p>2 遠隔診を夜間に行った場合はB種に228点を、深夜に行った場合はB種に358点を加える。</p> <p>3 夜間とは、午後6時から翌日午前8時までの間（深夜を除く。）をいい、深夜とは、午後10時から翌日午前5時までの間をいう。</p> <p>4 薬治の医薬品を診療施設から発送する場合、B種及びA種に94点を加える。</p>
	[第2薬治料]			
6	薬治			1 医薬品を畜主に交付することをいう。

家畜共済診療点数表

番号	種別	点数		備考
		B種	A種	
				<p>2 疾病予防薬及び寄生虫の駆除薬（疾病の治療の効能及び効果があるものを除く。）の薬治には適用しない。</p> <p>3 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>4 調剤とは、一定の処方により1種以上の医薬品を特定の分量によって特定の用法に適するように調整することをいう。</p>
	調剤を必要とするもの	96	18	
	調剤を必要としないもの	90	7	
	〔第3文書料〕			<p>1 同一内容のもの1回の交付についての点数とする。</p> <p>2 遠隔診療での診断に基づき交付する場合も適用できる。</p>
7	診断書	50	10	処方箋及びと畜場法施行規則（昭和28年厚生省令第44号）第15条第2項の死亡診断書又は死体検案書の場合にも適用する。
8	検案書	50	10	自ら診療を行わなかった病傷によって死亡した家畜について死体を検査した場合に、獣医学的証明のために作成する文書をいう。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
[第4検査料]			<p>1 検査材料の採取を含む。ただし、血液の検査のための採血及び尿の検査のためのカテーテル採尿を除く。</p> <p>2 遠隔診療で獣医師の指示により組合員等（法第10条第1項に規定する組合員等をいう。以下同じ。）が実施した場合も適用できる（ただし、獣医師が視覚又は聴覚により結果を認知し客観的に判定することが可能なものに限る。）。その場合、原則、B種点数及びA種点数は各種別の点数を適用する。ただし、B種点数がA種点数に80点を加えた点数を超える場合は、A種点数に80点を加えた点数とする。</p>
検体採取			
9 採血	88	10	
10 カテーテル採尿			尿道カテーテルを用いて採尿した場合とする。
雌	149	7	
雄	182	6	
検体検査			
11 血液一般検査	99	28	<p>1 血球数自動計数装置により血球数等の測定を行った場合とする。</p> <p>2 視算法により血球数等の測定を行った場合は、B種を160点、A種を25点とする。</p> <p>3 遠心法により、ヘマトクリット値の測定を行った場合は、B種を100点、A種を17点とする。</p> <p>4 血清又は全血による平板凝集反応を行った場合は、B種を126点、A種を17点とする。</p>
12 血液顕微鏡的検査	203	28	血液像、血液寄生原虫等の検査をいう。

家畜共済診療点数表

番号	種別	点数		備考
		B種	A種	
13	血液生化学的検査			<p>1 試験紙、簡易測定器、分光光度計等による血液成分の測定をいう。</p> <p>2 (2) から (4) までの検査を2種以上行った場合は、行った検査のうち最も大きい基本点数に、併せて行った検査の増点点数を加える。</p>
(1)	^{たん} 総蛋白質量 アルブミン ZTT 血中尿素窒素 (BUN) CRE 血糖 総コレステロール 中性脂肪 リン脂質 遊離脂肪酸 血清カルシウム 血清マグネシウム 血清無機リン ナトリウム カリウム クロール 血清鉄 血清銅 AST (GOT) ALT (GPT) OCT γ-GTP LDH	70	31	<p>検査は各種別を合算して算定する。ただし、家畜から1回に採取した血液を用いて検査を5種以上行った場合は、当該点数にかかわらず、検査の種別数に応じて次に掲げる点数により算定する。</p> <p>① 5種以上7種以下 B種353点 A種156点</p> <p>② 8種又は9種 B種427点 A種189点</p> <p>③ 10種以上 B種497点 A種220点</p>

家畜共済診療点数表

番号	種別	点数		備考	
		B種	A種		
	CK				
	ALP				
	ビリルビン				
	血色素量			血球数自動計数装置により血色素量の測定を行った場合は、適用しない。	
	血清アミロイドA				
(2)	血清蛋白質分画	157	47	検査を2種以上行った場合は、1種増すごとにB種に83点、A種に31点を加える。	
	血漿フィブリノーゲン				
	ムコ蛋白				
	α1酸性糖蛋白				
	リポ蛋白				
	シアル酸				
	出血凝固時間				
	プロトロンビン時間				
	部分トロンボプラスチン時間				
(3)	フィブリン分解産物(FDP)	232	64		1 検査を2種以上行った場合は、1種増すごとにB種に122点、A種に41点を加える。 2 ポータブル測定器によりβヒドロキシ酪酸の測定を行った場合は、B種を124点、A種を46点とする。
	アポリポ蛋白				
	アンモニア				
	血中乳酸				
	βヒドロキシ酪酸				
	セレンウム				
	LDHアイソエンザイム				
	グルタチオンペルオキシダーゼ				
	ガストリン				
	メトヘモグロビン				

家畜共済診療点数表

番号	種別	点数		備考
		B種	A種	
	BSP試験			異物排泄能試験をいう。
(4)	ビタミンA ビタミンE βカロチン インスリン プロジェステロン	351	179	1 検査を2種以上行った場合は、1種増すごとにB種に229点、A種に135点を加える。 2 ポータブル測定器により血液ガスの測定を行った場合は、B種を231点、A種を153点とする。
	血液ガス エンドトキシン			乳汁を用いて測定した場合にも、この点数を適用する。
14	血清学的検査			
	ELISA検査	350	36	
	その他の血清学的検査	319	34	
15	胃内容液検査	369	42	1 pH及びマイクロフローラの検査をいう。 2 pH検査のみを行った場合は、B種を215点、A種を19点とする。
16	糞便検査	57	13	1 pH及び潜血反応の検査をいう。 2 検査キットにより細菌、ウイルス又は寄生虫の検査を行った場合、B種を200点、A種を150点とし、2種以上検査した場合、1種増すごとにB種に138点、A種に125点を加える。
17	尿検査	51	13	1 pH、蛋白質、アルブモース、血色素、筋色素、インジカン、ビリルビン、ウロビリノーゲン、亜硝酸塩、アミラーゼ、ブドウ糖、比重、 ^{りん} リン酸塩、アセトン等の検査並びにアンモニア反応及び潜血反応の検査をいう。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
18 子宮頸管粘液検査	157	31	2 NAGAs e 及び尿沈渣の検査を行った場合は、B種を171点、A種を44点とする。 子宮頸管粘液の採取及び顕微鏡的検査をいう。
19 乳汁簡易検査	64	9	CMT法又はその変法による細胞数検査、カタラーゼ、塩素量、pH、電気伝導度、血乳等の検査をいう。
20 乳汁ケトン体検査	78	34	乳汁中のケトン体を酵素法による簡易測定試験片により測定した場合とする。
21 乳汁顕微鏡的検査	173	58	ブリード法による細胞数検査等をいう。
22 乳汁理化学的検査	161	45	NAGAs e 活性、ラクトフェリン、エンドトキシン、PAGs 等の検査をいう。
23 微生物簡易検査	129	50	無染色及び普通染色の顕微鏡的検査（トリコモナス、皮膚真菌症等の検査を含む。）をいう。
24 微生物特殊検査	239	54	特殊染色による顕微鏡的検査をいう。
25 細菌培養検査	120	55	1 検査材料から原因菌を分離培養し菌の有無を検査した場合をいう。 2 検査材料を純培養し菌種の同定検査を行った場合又は細菌数の検査を行った場合は、B種に212点、A種に58点を加える。 3 選択培地を用いた場合は、B種及びA種に20点を加える。 4 増菌培養を併せて行った場合は、B種に64点、A種に35点を加える。

家畜共済診療点数表

番号	種別	点数		備考
		B種	A種	
				<p>5 嫌気性培養を併せて行った場合は、B種に186点、A種に106点を加える。</p> <p>6 薬剤感受性検査のディスク法（直接法）を行った場合は、B種に96点、A種に15点を加え、ディスク法（間接法）を行った場合は、B種に202点、A種に48点を加える。</p> <p>7 薬剤感受性検査（最小発育阻止濃度の測定）を行った場合は、B種に428点、A種に128点を加える。</p> <p>8 臨床型乳房炎について2分房以上に対し菌の有無を検査した場合は、1分房増すごとにB種に70点、A種に31点を加え、選択培地を用いた場合は、1分房増すごとにB種90点、A種51点を加える。</p> <p>9 臨床型乳房炎について2分房以上に対し、純培養し菌種を同定する検査を行った場合又は細菌数の検査を行った場合は、1分房増すごとにB種136点、A種57点を加え、選択培地を用いた場合は、1分房増すごとにB種に156点、A種に77点を加える。</p> <p>10 臨床型乳房炎について、2分房以上に対し薬剤感受性検査を行った場合は、1分房増すごとにB種に123点、A種に42点を加える。</p>
26	寄生虫検査	176	31	<p>1 内・外寄生虫、子虫及び虫卵の検査をいう。</p> <p>2 検査キットにより検体（糞便を除く。）の寄生虫の検査を行った場合は、B種を176点、A種を125点とする。</p>
27	PCR検査	411	42	

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
28 穿刺検査 ^{せん}	141	41	<p>1 体表の血腫、膿瘍等の^{せん}穿刺及び採取材料の目視検査及び性状検査をいう。</p> <p>2 ^{せん}穿刺部位が骨髄、リンパ節、滑液嚢等の場合、B種に186点、A種に3点を加える。</p> <p>3 ^{せん}穿刺部位が後頭下、腰椎又は尾椎の場合、B種に342点、A種に80点を加える。</p>
29 生体組織学的検査	523	68	<p>肝臓^{せん}穿刺、脾臓^{ひせん}穿刺、心膜^{せん}穿刺、腎臓^{せん}穿刺等生体^{せん}穿刺法による組織、子宮内膜、腫瘍組織の採取及びその組織学的検査並びに子宮^{かん}灌流液、肺胞洗浄液等の細胞診の検査をいい、直腸検査を含む。</p>
生 体 検 査			
30 直腸検査	165	9	<p>1 直腸内に手を挿入して消化器系、泌尿器系若しくは生殖器系の諸臓器、リンパ組織又は骨盤について内部触診を行った場合とする。</p> <p>2 ^{ちつ}腔検査（^{ちつ}腔鏡検査、^{ちつ}腔内診検査）を含む。</p>
31 蹄病検査 ^{てい}	231	31	<p>1 挙肢して検査を行った場合とする。</p> <p>2 2肢以上行った場合でも、この点数を適用する。</p>
32 体腔内異物検査 ^{くう}	73	9	<p>金属異物探知機による検査をいう。</p>
33 内視鏡検査	386	88	<p>硬性鏡、ファイバースコープ等による検査をいう。ただし、腹腔^{くう}内検査又は関節腔^{くう}内検査を行った場合、B種を1,227点、A種を524点とし、腹腔^{くう}内検査については、直腸検査を含む。</p>

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
34 心電図検査	293	74	<p>1 心電計を用いて循環器障害の検査を行った場合とする。</p> <p>2 心音心電計を用いて心音図・心電図の検査を同時に行った場合は、B種を421点、A種を256点とする。</p>
35 超音波検査	260	114	<p>1 超音波画像診断装置を用いて画像検査を行った場合とする。</p> <p>2 高分解能プローブ若しくは高解像度プローブを用いた検査又はドプラ法による検査を行った場合は、B種を912点、A種を726点とする。ただし、腹腔内臓器（心臓、肝臓、腎臓等）及び馬の関節（^{けん}腱等の周囲軟部組織を含む。）の検査に適用し、繁殖障害の検査には適用しない。</p>
36 レントゲン検査 撮影	949	246	<p>1 小型（ポータブルタイプ等）の装置を用いた場合とする。</p> <p>2 中型以上の装置（大動物診療用レントゲン自動車等）を用いて四ツ切フィルムを使用した場合、B種を1,008点、A種を305点とし、大角フィルムを使用した場合、B種を1,058点、A種を355点とする。</p> <p>3 CR（コンピューテッドラジオグラフィー）又はDR（デジタルラジオグラフィー）を用いた場合、B種を998点、A種を342点とする。</p> <p>4 フィルムの枚数にかかわらず、この点数を適用する。</p>

家畜共済診療点数表

番号	種別	点数		備考
		B種	A種	
	透視	998	342	撮影、VTR記録、デジタル映像化処理及びプリンタによる記録を含み、検査部位数あるいは記録枚数にかかわらずこの点数を適用する。
37	検案			自ら診療を行わなかった病傷によって死亡した家畜について死体を検査し、検案書を交付した場合とする。
	解剖した場合			
	牛・馬	902	80	
	種豚	562	80	
	解剖しない場合	148	15	
[第5注射料]				<p>1 1回についての点数とする。なお、同一種類の注射薬を、その必要量に応じて2管以上使用しても1回とする。</p> <p>2 疾病予防薬及び寄生虫の駆除薬（疾病の治療の効能及び効果があるものを除く。）の注射には適用しない。</p> <p>3 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。ただし、前腰椎硬膜外麻酔又は腰仙部硬膜外麻酔のために使用した医薬品については、増点することができない。</p> <p>4 血清類については、全て治療に用いた場合に限り、予防の目的をもって使用した場合は、適用しない。ただし、外傷及び手術の場合に行う破傷風血清注射は、この限りではない。</p>

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
38 皮下注射	52	17	<p>1 1回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、B種に35点を加える。</p> <p>2 補液管を使用した場合は、B種及びA種に34点を加える。</p>
39 筋肉内注射	52	17	
40 静脈内注射	68	17	<p>1 1回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、1,000ミリリットル又はその端数を増すごとにB種に35点を加える。</p> <p>2 補液管を使用した場合（点滴注射を行った場合を除く。）は、B種及びA種に34点を加える。</p> <p>3 留置針（固定テープ、連結管を含む。）を使用した場合は、B種及びA種に32点を加える。</p> <p>4 動脈内注射にも適用し、B種を286点とする。</p>
41 点滴注射	362	68	<p>1 点滴装置による持続的な静脈内注射をいう。</p> <p>2 1回の注射液の量が1,000ミリリットルを超える場合は、1,000ミリリットル又はその端数を増すごとにB種に42点を加える。</p> <p>3 留置針（固定テープ、連結管を含む。）を使用した場合は、B種及びA種に32点を加える。</p>
42 関節腔内注射	277	19	
43 脊髄腔内注射	432	97	クモ膜下腔に達する注射をいう。
44 腰椎注射	316	97	1 腰椎の硬膜外腔に達する注射を行った場合とする。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
			2 前腰椎硬膜外麻酔又は腰仙部硬膜外麻酔にあつては、開腹、 ^{ちつ} 膣脱整復、子宮脱整復、難産介助又はその他の腹部手術を行った場合に限り適用し、B種に77点を加える。
45 尾椎注射	164	19	尾椎の硬膜外腔 ^{くう} に達する注射を行った場合とする。
46 卵巣直接注射	305	21	卵巣実質内直接注射及び ^{のう} 嚢腫内直接注射をいい、直腸検査を含む。
〔第6処置料〕			
47 点眼	58	3	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
48 点耳	63	8	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
49 経口投与			1 疾病予防薬及び寄生虫の駆除薬（疾病の治療の効能及び効果があるものを除く。）の投与には適用しない。
			2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
			3 調剤して投与した場合は、B種に20点、A種に13点を加える。
胃カテーテルによらない投与	66	7	
胃カテーテルによる投与	151	9	1 初乳（人工初乳を含む。）の投与を含む。

家畜共済診療点数表

番号	種別	点数		備考
		B種	A種	
50	洗 淨			2 胃カテーテルによる投与及び胃内ガス除去を行った場合は、B種に64点を加える。 薬液による洗淨をいう。
	眼洗淨・涙管洗淨・鼻腔洗淨・膣洗淨・包皮洗淨及び臍帯洗淨	81	26	
	耳洗淨	202	46	1 耳洗淨には鼓室洗淨を含む。 2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
	腹腔内洗淨	233	48	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
	乳房内洗淨	165	80	1 甚急性乳房炎に対する処置として行った場合に限り適用する。 2 2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB種に79点、A種に50点を加える。
	膀胱洗淨			
	雌	233	48	
	雄	311	48	
	関節洗淨	422	142	
51	あん 法	114	64	あん 法材料を含む。ただし、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
52	理学的治療	188	18	紫外線治療、超短波治療その他電気、光線、放射線等による治療をいう。

家畜共済診療点数表

番号	種別	点数		備考
		B種	A種	
53	塗布又は塗擦			1 消毒、消炎、皮膚病の治療等の目的で皮膚又は粘膜に医薬品を外用することをいう。 2 被覆材料を含む。ただし、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
	水剤	61	7	
	膏剤	70	15	
54	散布	58	8	
55	気管内薬剤噴霧	108	20	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
56	第一胃内容液投与	524	15	第一胃内容液を採取・投与することをいう。
57	胃洗浄	443	29	
58	かん洗腸	118	25	
59	導尿			尿道カテーテルを用いた場合に限る。
	雌	149	7	
	雄	183	6	

家畜共済診療点数表

番号	種別	点数		備考
		B種	A種	
60	膀胱内薬剤注入 <small>ぼうこう</small>			<p>1 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>2 膀胱内薬剤注入に先立って導尿を行った場合は、B種に雌は28点、雄は43点を加える。 <small>ぼうこう</small></p>
	雌	169	17	
	雄	223	15	
61	子宮洗浄			洗浄液及び直腸検査を含む。
	牛	807	171	
	馬	1,142	505	
	種豚	660	275	
62	子宮内薬剤挿入	270	11	<p>1 直腸検査を含む。</p> <p>2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>3 薬剤注入を行った場合は、B種に72点、A種に4点を加える。</p>
63	胎盤停滞処置			胎盤停滞処置後、医薬品の注挿入を行った場合、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
	牛・種豚	272	13	牛について、胎盤を子宮小丘から剥離し除去した場合は、B種に405点を加え、かつ、当該除去直後に子宮洗浄を行った場合は、B種及びA種に156点を加える。
	馬	847	13	胎盤停滞処置直後に子宮洗浄を行った場合は、B種及びA種に262点を加える。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
64 乳房内薬剤注入	61	6	使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
65 外傷治療			<p>1 洗浄、塗布、塗擦等一切の治療処置及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に83点を、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に326点を加える。また、縫合を行った場合には、B種に76点、A種に32点を加える。</p> <p>2 外傷治療で装着したギプスを除去した場合は、B種を177点、A種を39点とする。</p>
小（20センチメートルまで）			
第1回	239	48	外傷が筋肉、臓器に達するものについては、B種に92点、A種に38点を加える。
第2回以後	116	23	
大（20センチメートルを超えるもの）			
第1回	563	95	外傷が筋肉、臓器に達するものについては、B種に155点、A種に75点を加える。
第2回以後	239	48	
66 第四胃変位簡易整復	378	8	
67 蹄病 ^{てい} 処置			蹄病 ^{てい} 処置で装着したギプスを除去した場合は、1肢につきB種を131点、A種を39点とする。
第1回	602	66	1 蹄病 ^{てい} 検査を含む。

家畜共済診療点数表

番号 種 別	点 数		備 考
	B種	A種	
			<p>2 蹄病手術の後治療にも適用する。</p> <p>3 処置に伴う医薬品及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に42点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、B種及びA種に238点を加える。</p> <p>4 2肢以上行った場合は、1肢増すごとにB種に336点、A種に41点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に42点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に238点を加える。</p>
第2回以後	548	66	<p>2肢以上行った場合は、1肢増すごとにB種に336点、A種に41点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に42点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に238点を加える。</p>
68 静脈内灌流	223	101	<p>1 感染症に対する治療の目的で行った場合とする。</p> <p>2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p>
69 その他の外科的処置	172	46	<p>1 処置、手術の後治療（第2回以後の点数を規定したものの及び蹄病手術の後治療を除く。）、乱刺、副木包帯、その他一般外科的処置をいう。</p> <p>2 処置に伴う医薬品及び被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を使用した場合は、B種及びA種に42点を、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に238点を加える。</p> <p>3 その他の外科的処置で装着したギプスを除去した場合は、B種を155点、A種を46点とする。</p>

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
70 吊 ^{ちよう} 起	348	29	<p>1 起立困難な牛馬を診療のため獣医師が起立補助用具を用いて起立させた場合に適用する。</p> <p>2 エアーマットを用いた場合は、B種に259点、A種に29点を加える。</p>
71 鎮静術	98	17	<p>使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p>
72 麻酔術	480	68	<p>1 全身麻酔に限る。</p> <p>2 使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>3 吸入麻酔を行った場合は、B種に986点、A種に341点を加える。</p>
73 蘇 ^そ 生 ^{べん} 術	402	162	<p>胎子娩出後の新生子牛に対する、胎水の吸引、酸素吸入又は人工呼吸をいう。</p>

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
[第7手術料]			<p>手術のため必要な注射、洗浄、塗布、塗擦、散布等一切の治療処置及び被覆材料並びに医薬品（感染防止のために応用されるものを含む。）を含む。</p> <p>ただし、前腰椎硬膜外麻酔又は腰仙部硬膜外麻酔を行い開腹、^{ちつ}臍脱整復、子宮脱整復、難産介助又はその他の腹部手術を行った場合には、腰椎注射を併せて適用できる。</p> <p>また、鎮静又は全身麻酔を行った場合には、鎮静術又は麻酔術を併せて適用し、使用した医薬品については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>他に、帝王切開、子宮脱整復、難産介助及び子宮捻転整復を行った場合に使用した子宮弛緩剤、並びに開腹及び開胸手術を行った場合に2,000ミリリットルを超えて使用した補液剤及び洗浄液については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>手術に先立って起立困難な牛馬を獣医師が起立補助用具を用いて起立させた場合、吊起を併せて適用できる。</p>
頭部手術			
74 円 ^{きよ} 鋸術	577	104	<p>1 1個についての点数とする。</p> <p>2 洗浄を含む。</p>
75 眼科手術	577	104	<p>1 眼帯を含む。</p> <p>2 眼球摘出手術の場合は、B種を946点、A種を151点とする。</p>
76 整 歯			
^ろ 鑿整			<p>斜歯、^{せん}剪状歯、階状歯等の^ろ鑿整及び^{ほう}歯鉋による短切をいう。</p>
牛・種豚	270	29	

家畜共済診療点数表

番号	種別	点数		備考
		B種	A種	
	馬	465	117	
	短切			歯 ^{きょう} 欠による短切をいう。
	牛・種豚	326	65	
	馬	526	153	
77	抜歯			1 1歯についての点数とする。 2 歯槽骨膜炎等による歯牙打出の場合は、B種に666点、A種に117点を加える。
	牛・種豚	430	44	
	馬			
	贅 ^{ぜい} 歯、乳臼歯	666	148	
	裂歯、永久臼歯	761	148	
78	鼻鏡断裂手術	779	142	鼻鏡断裂の縫合手術をいう。
	頸 ^{けい} 部手術			
79	食道異物除去	512	34	
80	食道切開	888	150	
81	齶 ^{さく} 癖矯正術	3,830	549	
	胸腹部手術			
82	穿 ^{せん} 胸	340	61	胸水排除のための穿 ^{せん} 胸術をいい、胸腔内貯留液の疑いがある場合において診断のために行う穿 ^{せん} 胸術は、診察に含まれる。

家畜共済診療点数表

番号	種別	点数		備考
		B種	A種	
83	開胸			1 2,000ミリリットル以内の補液及び洗浄に用いた医薬品を含む。 2 2,000ミリリットルを超えて使用した補液剤及び洗浄液については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
	牛・馬	14,698	1,321	
	種豚	5,141	662	
84	^{せん} 穿胃	265	49	1 薬剤の注入を含む。 2 腹膜 ^{かん} 灌流を同時に行った場合は、B種に142点、A種に20点を加える。
85	第四胃変位簡易整復手術	921	228	デラハンティ法、ビンツリ法等の経皮的簡易整復手術をいう。
86	^{さい} 臍手術	4,161	734	1 ^{さい} 臍帯遺残構造物の摘出をいう。 2 造袋術を行った場合は、B種に1,542点、A種に124点を加える。 3 膀胱部分切除を行った場合は、B種に1,542点、A種に124点を加える。
87	ヘルニア整復	1,905	144	1 観血手術によって整復した場合とする。 2 メッシュ法により整復した場合は、B種及びA種に215点を加える。
88	^{せん} 穿腸	388	60	薬剤の注入を含む。
89	開腹			1 直腸検査を含む。 2 2,000ミリリットル以内の補液及び洗浄に用いた医薬品を含む。

家畜共済診療点数表

番号	種別	点数		備考
		B種	A種	
	牛・馬			3 2,000ミリリットルを超えて使用した補液剤及び洗浄液については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
	帝王切開	8,887	1,155	使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
	腸管手術	8,887	1,155	1 腸捻転、腸重畳、 ^{ちょうじょう} 出血性腸症候群等の手術をいう。 2 腸管吻合 ^{ふん} を行った場合は、B種に2,074点を加える。 3 馬の結腸の捻転整復と同時に結腸切開も併せて行った場合は、B種に1,300点を加える。
	第一胃切開	8,705	1,082	第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合は、適用しない。
	第三胃、第四胃切開	7,035	633	第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合は、適用しない。
	第四胃変位整復手術	7,300	1,095	1 第四胃の捻転整復を行った場合は、B種に1,625点を加える。ただし、第四胃の捻転整復と同時に第三胃の捻転整復も併せて行った場合は、B種に1,820点を加える。 2 第三胃、第四胃又は盲腸切開を同時に行った場合は、B種に496点、A種に64点を加える。 3 第一胃切開を同時に行った場合（第四胃変位整復手術の術式の一部として行った場合を除く。）は、B種に2,164点、A種に511点を加える。

家畜共済診療点数表

番号	種別	点数		備考
		B種	A種	
	その他の開腹	3,357	567	<p>1 剥離、切除等の処置を同時に行った場合は、B種に803点、A種に166点を加える。</p> <p>2 難産介助のため開腹を行った場合、子宮捻転整復のため開腹を行った場合、膀胱手術のため開腹を行った場合は、それぞれ「難産介助」、「子宮捻転整復」、「膀胱手術」を適用する。</p>
	種豚 (帝王切開)	5,972	624	
90	直腸脱整復			
	縫合法	422	124	
	観血法			
	牛・馬	1,049	254	子牛の肛門設置術を行った場合は、B種に465点を加える。
	種豚	906	254	
91	子宮捻転整復			<p>1 子宮捻転を整復した場合並びに子宮捻転を整復して胎子を娩出させた場合及び死亡胎子の摘出を行った場合とする。</p> <p>2 使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p>
	胎子の回転法	1,682	161	立位のまま整復を行った場合とする。開腹により子宮捻転を整復した場合は、B種に3,458点、A種に773点を加える。
	母体の回転法	2,592	161	後肢吊り上げ法にも適用する。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
92 子宮脱整復	2,338	399	使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。
93 ちつ 膣脱整復	378	99	1 圧定法による整復とし、洗浄、 ^{あん} 按摩、圧迫包帯、圧定器使用等の処置を含む。 2 陰門縫合により ^{ちつ} 膣脱整復を行った場合は、B種に108点、A種に32点を加える。
94 ちつ 膣脱整復手術			
縫合法	864	230	ボタン法等による手術をいう。
観血法	1,814	265	
95 乳頭 ^{さく} 狭窄手術	612	134	1 乳頭切断手術を行った場合は、B種に44点を加える。 2 2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB種に178点、A種に26点を加え、乳頭切断手術を行った場合は併せてB種に35点を加える。
96 乳頭手術	1,238	117	2分房以上行った場合は、1分房増すごとにB種に761点、A種に68点を加える。
97 ぼうこうせん 膀胱穿刺	528	60	^{ぼうこう} 膀胱の破裂等を防止するため、 ^{ぼうこう} 膀胱内に貯留した尿を排除した場合とする。
98 ぼうこう 膀胱手術	795	150	開腹手術を行った場合は、B種に6,001点、A種に680点を加える。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
99 尿道切開手術	1,327	207	<p>1 尿道^{ろう}瘻形成手術を行った場合は、B種に1,121点を加える。</p> <p>2 カテーテルを留置した場合は、B種に379点、A種に139点を加える。</p>
四 肢 手 術			
100 骨折整復			骨折整復で装着したギプスを除去した場合は、B種を177点、A種を39点とする。
観血整復術	10,137	3,462	<p>1 骨接合板を用いて整復した場合とする。</p> <p>2 骨接合板と骨髄ピンにより整復した場合は、B種を13,674点、A種を5,700点とする。</p> <p>3 ギプス包帯を用いた場合は、ギプス1本ごとにB種及びA種に109点を加える。</p> <p>4 トーマスプリントを用いた場合は、B種及びA種に632点を加える。</p> <p>5 骨接合板を除去した場合は、B種を1,077点、A種を208点とする。</p>
非観血整復術	1,042	317	<p>1 固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に83点を加え、ギプス包帯を使用した場合は、ギプス1本ごとにB種及びA種に109点を加える。</p> <p>2 骨髄ピンを用いた場合は、B種に9,305点、A種に2,469点を加える。</p> <p>3 トーマスプリントを用いた場合は、B種及びA種に632点を加える。</p>
創外固定術	6,346	1,672	

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
101 脱臼整復	1,089	312	<p>1 ^{じん} 靭帯、^{けん} 腱等の損傷部位の固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に83点を、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に326点を加える。</p> <p>2 脱臼整復で装着したギプスを除去した場合は、B種を177点、A種を39点とする。</p>
102 ナックル整復	776	275	<p>1 固定処置を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に42点を、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に238点を加える。</p> <p>2 2肢以上行った場合は、1肢増すごとにB種に506点、A種に230点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に42点を、ギプス包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に238点を加える。</p> <p>3 ^{けん} 腱切断術又は^{けん} 腱延長術を行った場合は、B種に495点、A種に125点を加える。</p> <p>4 ナックル整復で装着したギプスを除去した場合は、1肢につきB種を131点、A種を39点とする。</p>
103 ^{てい} 蹄病手術	924	108	<p>1 ^{てい} 蹄病検査を含む。</p> <p>2 ^{てい} 蹄冠部又は^{てい} 蹄角質部の病巣を切開又は摘出する場合をいい、被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、B種及びA種に42点を、^{てい} 蹄底ブロック又はギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に238点を加える。</p>

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
			<p>3 2肢以上行った場合は、1肢増すごとにB種に613点、A種に76点を加える。ただし、伸縮性接着包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に42点を、蹄底ブロック又はギプス包帯を用いた場合は、1肢につきB種及びA種に238点を加える。</p> <p>4 断蹄手術の場合は、B種を2,606点、A種を204点とする。</p> <p>5 蹄病手術で装着したギプスを除去した場合は、1肢につきB種を131点、A種を39点とする。</p>
その他の手術			
104 切開手術			<p>1 膿瘍、癰、癰、フレグモーネ、挫傷等の切開（患部の切開、排膿、薬液洗浄等切開に伴う一切の治療処置を含む。）をいい、被覆材料を含む。ただし、伸縮性接着包帯を使用した場合は、B種及びA種に83点を、ギプス包帯を使用した場合は、B種及びA種に326点を加える。</p> <p>2 切開手術で装着したギプスを除去した場合は、B種を177点、A種を39点とする。</p>
小（20センチメートルまで）			
第1回	377	106	骨鑿を用いずに腐骨を除去した場合には、この点数を適用する。
第2回以後	210	54	
大（20センチメートルを超えるもの）			関節切開（関節腔に達する切開を加える場合に限る。）には、この点数を適用する。

家畜共済診療点数表

番号	種別	点数		備考
		B種	A種	
	第1回	813	176	骨鑿 <small>のみ</small> を用いて骨柁 <small>まきゅう</small> 等を搔爬 <small>そうは</small> し、骨柁内の腐骨 <small>きゅう</small> を除去した場合には、この点数を適用する。
	第2回以後	308	89	
105	摘出手術	824	187	放線菌症、ブドウ菌腫、病的辜丸 <small>こう</small> 等の摘出をいう。
106	難産介助			<p>1 胎子の失位等の原因により分娩困難な場合に人工的に講じた処置（人工破水、過大胎子の引き出し、胎子の不正胎勢、不正胎向、不正胎位等の整復等）をいい、死亡胎子の摘出も含む。</p> <p>2 産道の損傷が腹腔<small>くう</small>に達するものについて、縫合等の産道損傷手術を行った場合は、B種に775点、A種に176点を加える。</p>
	牛・馬	1,294	141	<p>1 難産介助を行った場合において、30分を超えても娩出<small>べん</small>しない場合は、B種に1,084点を加える。</p> <p>2 使用した子宮弛緩剤については、別に定める薬価基準表に基づいて増点することができる。</p> <p>3 開腹により胎子の失位等を整復した場合は、B種に3,990点、A種に567点を加える。</p> <p>4 切胎（胎子の断頭、断脚及び内臓摘出等をいう。）を行った場合は、切胎時に行う医薬品の注挿入、塗布、注射、子宮洗浄等にかかわらず、B種を3,269点、A種を346点とする。</p>
	種豚	476	127	難産介助を行った場合において、娩出 <small>べん</small> の間隔が30分を超えた場合は、B種に341点を加える。

家畜共済診療点数表

番号 種別	点数		備考
	B種	A種	
107 焼烙 <small>らく</small>	164	22	点状焼烙 <small>らく</small> 、線状焼烙 <small>らく</small> 、穿刺焼烙 <small>せんらく</small> 等をいう。
〔第8管理料〕			
108 遠隔診療管理	648	65	獣医師が予め交付した医薬品を遠隔診療で使用した場合に、当該医薬品の保管場所において、保管数量、組合員等による使用記録、獣医師の診療簿等の間での突合により医薬品の出納管理を行うことをいう。
109 感染症管理	2,400	240	感染症の治療を行った家畜の再発防止のために、獣医師が組合員等に対して飼養衛生管理の指導を行い、管理内容を記載した文書を交付する場合に適用する。
110 ハイリスク分娩管理	900	90	ハイリスク妊娠により予め難産が見込まれる分娩に獣医師が立ち会い分娩管理指導を行う場合に適用する。
111 入院			1 1日についての点数とする。 2 飼料代及び暖房料は含まない。
牛・馬	270	48	
種豚	105	25	

- 〔注〕
- 1 B種の項に係る点数は農業保険法施行規則第117条第1項の規定、A種の項に係る点数は同規則第166条の規定によるものである。
 - 2 本表に表示のない診療については、その都度農林水産省経営局長に相談し、最も近似する診療として準用すべき旨を同局長から通知された本表の治療、処置、手術等に係る点数を適用する。
 - 3 薬価基準表は、付表のとおりとする。

【別表】

往診の備考の積雪地域

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県及び鳥取県の区域並びに次の表の市町村名の欄に掲げる市町村の区域

府 県 名	郡 名	市 町 村 名
宮 城 県		仙台市（旧宮城町、旧秋保町のみ） 白石市 栗原市（旧瀬峰町を除く。） 大崎市（旧古川市、旧岩出山町、旧鳴子町のみ）
	刈田郡	蔵王町、七ヶ宿町
	柴田郡	川崎町
	加美郡	加美町（旧小野田町、旧宮崎町のみ）
福 島 県		福島市（旧松川町、旧信夫村及び旧飯野町を除く。） 会津若松市 郡山市（旧湖南村のみ） 喜多方市
	岩瀬郡	天栄村
	南会津郡	南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町
	耶麻郡	北塩原村、西会津町、磐梯町、猪苗代町
	河沼郡	会津坂下町、湯川村、柳津町
	大沼郡	会津美里町、三島町、金山町、昭和村
栃 木 県		日光市（旧今市市及び旧足尾町を除く。） 那須塩原市（旧黒磯市、旧塩原町のみ）
	那須郡	那須町
群 馬 県		沼田市（旧白沢村を除く。） 渋川市（旧赤城村及び旧北橋村を除く。） 高崎市（旧倉渕村、旧箕郷町、旧榛名町のみ）
	北群馬郡	榛東町、吉岡町
	吾妻郡	中之条町、東吾妻町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村
	利根郡	片品村、川場村、みなかみ町
山 梨 県		南アルプス市（旧芦安村のみ）
	南巨摩郡	早川町
長 野 県		長野市（旧篠ノ井市、旧松代町、旧川中島町、旧更北村及び旧信更村を除く。） 上田市（旧塩田町、旧川西村、旧丸子町及び旧武石村を除く。）

府 県 名	郡 名	市 町 村 名
岐 阜 県	北安曇郡 上高井郡 下高井郡 上水内郡 下水内郡	須坂市（旧東村のみ）
		中野市
		大町市（旧八坂村を除く。）
		飯山市
		松本市（旧安曇村のみ）
		安曇野市（旧穂高町、旧堀金村のみ）
		飯田市（旧南信濃村のみ）
		松川村、白馬村、小谷村
		高山村
		山ノ内町、木島平村、野沢温泉村
	信濃町、飯綱町、小川村	
	栄村	
	不破郡 揖斐郡 大野郡	高山市
		山県市（旧美山町のみ）
		郡上市（旧美並村及び旧和良村を除く。）
		本巣市（旧根尾村のみ）
		下呂市（旧馬瀬村のみ）
飛驒市		
関市（旧洞戸村、旧板取村のみ）		
関ヶ原町		
揖斐川町		
白川村		
静 岡 県		静岡市（旧井川村のみ）
		浜松市（旧水窪町のみ）
滋 賀 県		大津市（旧堅田町のみ）
		長浜市（旧びわ町、旧湖北町、旧虎姫町及び旧高月町を除く。）
		高島市（旧マキノ町、旧今津町、旧朽木村のみ）
		米原市（旧山東町、旧伊吹町のみ）
京 都 府	与謝郡	福知山市（旧三和町を除く。）
		舞鶴市
		綾部市
		宮津市
		京丹後市
		南丹市（旧美山町のみ）
	与謝野町、伊根町	
兵 庫 県		豊岡市

府 県 名	郡 名	市 町 村 名
島 根 県	美方郡	養父市
		丹波市（旧青垣町のみ）
		朝来市
		宍粟市（旧波賀町、旧千種町のみ）
		新温泉町、香美町
	仁多郡 飯石郡 邑智郡	益田市（旧匹見町のみ）
		安来市（旧広瀬町、旧伯太町のみ）
		雲南市（旧掛合町、旧吉田村のみ）
		浜田市（旧金城町、旧旭町のみ）
		奥出雲町
岡 山 県	真庭郡 苫田郡 勝田郡 英田郡	飯南町
		美郷町（旧大和村のみ）、邑南町
		津山市（旧久米町を除く。）
		新見市（旧哲多町及び旧哲西町を除く。）
		真庭市（旧北房町、旧勝山町、旧落合町及び旧久世町を除く。）
	真庭郡 苫田郡 勝田郡 英田郡	美作市（旧美作町、旧作東町及び旧英田町を除く。）
		新庄村
		鏡野町（旧富村、旧奥津町、旧上齋原村のみ）
		奈義町
		西粟倉村
広 島 県	山県郡	廿日市市（旧吉和村のみ）
		安芸高田市（旧美土里町、旧高宮町のみ）
		三次市（旧君田村、旧布野村、旧作木村のみ）
		庄原市（旧西城町、旧東城町、旧口和町、旧高野町、旧比和町のみ）
		安芸太田町（旧戸河内町のみ）、北広島町

（備考） この表の「市町村名」に掲げる名称は、令和8年4月1日において、それらの名称を有する市、町又は村の地域を示し、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されるものではない。

薬価基準表

凡 例

- 1 この薬価基準表は、農業保険法施行規則第 117 条第 1 項及び第 166 条の規定により、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等（家畜共済診療点数表）中、〔第 2 薬治料〕、〔第 5 注射料〕、〔第 6 処置料〕及び〔第 7 手術料〕の備考によって増点する医薬品の価額を示すものである。
- 2 この薬価基準表においては、医薬品を便宜上注射薬、内用薬、外用薬、注入・挿入薬及びその他の 5 部に分け、それぞれについて品名を五十音順に配列した。ただし、品名に冠せられた「動物用」、「獣医用」、「注射用」、「〇〇%」等の表示は、これらを除いたものとして五十音順に配列した。
- 3 品名の欄は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 41 条第 1 項の規定により定められる日本薬局方に収載されている医薬品（以下「局方医薬品」という。）については局方医薬品名を、局方医薬品以外の医薬品（以下「局方外医薬品」という。）については販売名を採用した。ただし、局方外医薬品であっても、一般名によって内容の統一が図られるものについては、スルファジメトキシム注射液、ベルベリン注射液等のように一般名を採用して整理した。品名の頭に（局）の記号を付したものは、第 18 改正日本薬局方収載医薬品である。
- 4 一般名で統一した局方外医薬品については、これらの医薬品の下に販売名を掲げ、当該販売名ごとに製造販売会社名を記載した。
- 5 規格・単位の欄は、各品目について一般的に使用上の基礎単位と考えられる規格・単位を掲げた。特に注射薬については、規格の規定方法が様々であるので、次のように示してある。
 - （1）薬剤含有量と容器の形態で規定しているもの
例）キモトリプシン注射液…5,000 単位 1 A
1 アンプル中にキモトリプシンを 5,000 単位含有するものを示す。
例）（局）リングル液…500mL 1 V
1 バイアル中にリングル液 500mL を含有するものを示す。
 - （2）薬剤の濃度、容量及び容器形態で規定しているもの
例）（局）アドレナリン注射液…0.1% 1 mL 1 A
1 アンプル中に、アドレナリンの濃度が 0.1% である注射液を 1 mL 含有するものを示す。
 - （3）薬剤の含有量（濃度）と容器の形態のみを規定しており、1 容器中の容量は規定していないもの
例）（局）エストラジオール安息香酸エステル注射液…2 mg 1 mL V
1 mL 中にエストラジオール安息香酸エステルを 2 mg 含有するもので、容器の形態がバイアルであるものを示す。
- 6 薬価の欄には、各品目の規格・単位に該当する薬価を掲げた。
- 7 備考の欄には、当該医薬品の別名その他必要事項を記載した。

- 8 第1部から第4部までの各部で共通して使用される品目については、使用度の多いと思われる部に収載した。したがって、当該使用部に収載されていない場合は、他部の当該品目の項によることができる。
- 9 第5部は、改正前の薬価基準表に収載されていて、改正により薬価基準表第1部から第4部までに収載されなくなる医薬品のうち、診療施設においてまだ在庫があり、また、在庫があれば給付されることが適当であると考えられる医薬品を暫定的に収載するものであり、各品目に係る備考の欄の期日までに限って適用があるものとする。

取 扱 方 法

- 1 この薬価基準表は、「家畜共済診療点数表」に定めるところに従い、使用した医薬品の価額に応じて点数を算出するために用いる。
- 2 使用した医薬品によって点数を算出する方法は、次による。
 - (1) 使用した医薬品の品名及び数量に応じて計算される医薬品の価額を合計し、その合計額を1点の価額10円で除した数(小数点以下は四捨五入し、この数が1に満たない場合は切り上げて1とする。)をその点数とする。
 - (2) この薬価基準表に収載されている医薬品であってその使用した量がこの薬価基準に掲げる単位により難いときは、使用量に比例した価額を採るものとする。
 - (3) この薬価基準表に収載されていない医薬品を使用した場合は、診療点数に算入しないものとする。
 - (4) 局方医薬品及び凡例4の規定にかかわらず、一般名でこの薬価基準表に収載されている医薬品のうちいずれの製造販売会社名も掲げていないものについては、いずれの製造販売会社の製品であっても、この薬価基準表の価額によって算定するものとする。
 - (5) この薬価基準表に収載されている医薬品であって、医薬品の品名(局方医薬品名又は販売名)及び規格・単位によって同一医薬品と特定される医薬品については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条の8の規定に基づく会社合併等による製造販売承認の承継又は社名の変更等によって、製造販売会社名が変更になった場合においても、この薬価基準表の価額によって算定するものとする。
 - (6) 第5部に掲げた医薬品については、備考の欄の適用期日の翌日以後、診療点数に算入することができない。
- 3 この薬価基準表は、診療点数制の合理化を図るため、家畜共済に付された家畜について使用した医薬品に応じて診療点数を算出する基準とするものであって、医薬品の売買価格又は一般の診療費に対して何らの制限を加えるものではない。

第1部 注射薬

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
◆あ◆ (局) アドレナリン注射液		0.1%1mL1A	188.00	塩酸エピネフリン注射液、塩酸アドレナリン注射液、エピネフリン注射液
アモキシシリン油性懸濁注射液 アモキシシリンLA注	リケンベッツファーマ	150mg(力価)1mL V	22.00	
アンピシリン注射液 水性アンピシリン注「KS」 アンピシリンLA注 アンピシリン注射液NZ	共立製薬 リケンベッツファーマ 日本全薬工業	200mg(力価)1mL V	19.00	
アンピシリンナトリウム注射液 アンピEZショット 注射用ビクシリン	リケンベッツファーマ 明治アニマルヘルス	3g(力価)1 V	373.00	
アンピシリンナトリウム注射液 アンピEZショット 注射用ビクシリン	リケンベッツファーマ 明治アニマルヘルス	4g(力価)1 V	685.00	
アンピシリンナトリウム注射液 アンピEZショット 注射用ビクシリン	リケンベッツファーマ 明治アニマルヘルス	6g(力価)1 V	720.00	
注射用アンピシリンナトリウム アンピシリンナトリウム注「フジタ」	フジタ製薬	1g(力価)1 V	122.00	
注射用アンピシリンナトリウム 注射用アンピシリンナトリウムNZ	日本全薬工業	3g(力価)1 V	301.00	
注射用アンピシリンナトリウム アンピシリンナトリウム注「フジタ」	フジタ製薬	4g(力価)1 V	310.00	
注射用アンピシリンナトリウム アンピシリンナトリウム注「フジタ」 注射用アンピシリンナトリウムNZ アンピナトリウム注「タムラ」	フジタ製薬 日本全薬工業 リケンベッツファーマ	5g(力価)1 V	335.00	
アンピシリンナトリウム・クロキサ シリンナトリウム配合注射液 注射用ベテシリン	明治アニマルヘルス	4g(力価)1 V	719.00	
アンピシリンナトリウム・クロキサ シリンナトリウム配合注射液 インタゲン	フジタ製薬	6g(力価)1 V	736.00	
アンピシリンナトリウム・クロキサ シリンナトリウム配合注射液		8g(力価)1 V	1,163.00	

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
注射用ベテシリン	明治アニマルヘルス			
◆う◆				
ウルソデオキシコール酸注射液		1%10mLV	242.00	
ウルソV注射液1000	物産アニマルヘルス			
ウルソデオキシコール酸注射液		2.5% 10mLV	199.00	
ウルソH注射液	物産アニマルヘルス			
ウルソデオキシコール酸「文永堂」 - 静注 -	文永堂製薬			
ウルソデオキシコール酸注射液		2.5% 20mL1V	334.00	
UDCA注射液「KS」	共立製薬			
ウルソデオキシコール酸注射液		10%10mLV	527.00	
ウルソ10%注	リケンベッツファーマ			
ウルソデスオキシコール酸注10% 「フジタ」	フジタ製薬			
ウルソ注射液10%	物産アニマルヘルス			
◆え◆				
エストラジオール安息香酸エステル 注射液		2mg1mLV	70.00	
エストラジオール注「KS」	共立製薬			
動物用オバホルモン注	あすかアニマルヘルス			
エストリオール注射液		5mg 1mLV	178.00	
動物用ホーリン50	あすかアニマルヘルス			
A D3E 注「文永堂」	文永堂製薬	1mLV	30.00	
塩化ナトリウム注射液		500mL1V	303.00	
高張食塩V注射液	日本全薬工業			
塩化ナトリウム注射液		1,000mL1V	360.00	
高張食塩注「KS」	共立製薬			
高張食塩V注射液	日本全薬工業			
塩化ベタネコール注射液		0.25%10mL1A	63.00	
ベサネコール注NZ	日本全薬工業			
塩酸オキシテトラサイクリン注射液		50mg(力価) 1 mLV	9.00	
オキシテトラサイクリン注NZ	日本全薬工業			
OTC注「KS」	共立製薬			
塩酸オキシテトラサイクリン注射液		100mg(力価) 1 mLV	11.00	
エンゲマイシン10%注射液	MSDアニマルヘルス			
OTC注10%「フジタ」	フジタ製薬			
塩酸クレンブテロール注射液		0.03mg1mLV	121.00	
プラニパート	B.I.アニマルヘルスジャパン			

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液		100mg 5%500mL1 V (PB)	232.00	
ビタミンB1加ブドウ糖V注射液5%	日本全薬工業			
動物用ビタミンB1加ブドウ糖注5%「KS」	共立製薬			
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液		200mg 5%1,000mL1 V (PB)	333.00	
ビタミンB1加ブドウ糖V注射液5%	日本全薬工業			
動物用ビタミンB1加ブドウ糖注5%「KS」	共立製薬			
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液		100mg 25%500mL1 V (PB)	257.00	
ビタミンB1加ブドウ糖V注射液25%	日本全薬工業			
動物用ビタミンB1加ブドウ糖注25%「KS」	共立製薬			
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液		200mg 25%1,000mL1 V	382.00	
ビタミンB1加ブドウ糖V注射液25%	日本全薬工業			
塩酸チアミン加ブドウ糖注射液		100mg 40%500mL1 V (PB)	332.00	
ビタミンB1加ブドウ糖V注射液40%	日本全薬工業			
塩酸チアミン加リンゲル注射液		50mg500mL1 V (PB)	215.00	
ビタミンB1加リンゲル液	共立製薬			
ビタミンB1加リンゲルV注射液	日本全薬工業			
塩酸チアミン加リンゲル注射液		100mg1,000mL1 V	305.00	
ビタミンB1加リンゲル液	共立製薬			
ビタミンB1加リンゲルV注射液	日本全薬工業			
塩酸メトクロプラミド注射液		50mg 10mL1 A (V)	123.00	
動物用テルペラン注	あすかアニマルヘルス			
塩酸メトクロプラミド注射液		100mg 10mL1A (V)	283.00	
動物用メクロ注10「KS」	共立製薬			
塩酸リンコマイシン注射液		100mg(力価)1mL V	45.00	
動物用リンコシン注射液 100mg	ゾエティス・ジャパン			
リンコマイシン注100「フジタ」	フジタ製薬			
リンコマイシン注100「KS」	共立製薬			
塩酸リンコマイシン注射液		300mg(力価)1mL V	143.00	
動物用リンコシン注射液 300mg	ゾエティス・ジャパン			
エンロフロキサシン注射液		5%1mL V	43.00	
バイトリル5%注射液	エランコジャパン			
エンロフロキサシン注50「KS」	共立製薬			

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
エンロフロキサシン注射液		10%1mL V	86.00	
エンフロックス注10%	フジタ製薬			
エンロフロキサシン注100「KS」	共立製薬			
バイトリル10%注射液	エランコジャパン			
バイトリルワンショット注射液	エランコジャパン			
◆お◆				
(局) 大塚蒸留水		20mL1A	104.00	
(局) 大塚生食注		500mL1B	236.00	0.9%塩化ナトリウム注射液、等張塩化ナトリウム注射液、等張食塩液
(局) 大塚生食注		1L1B	356.00	0.9%塩化ナトリウム注射液、等張塩化ナトリウム注射液、等張食塩液
(局) 大塚生食注		1L1 V	356.00	0.9%塩化ナトリウム注射液、等張塩化ナトリウム注射液、等張食塩液
(局) 大塚糖液 5 %		5%250m L 1B	284.00	ブドウ糖注射液
(局) 大塚糖液 5 %		5%500m L 1B	332.00	ブドウ糖注射液
(局) 大塚糖液10%		10%500m L 1B	240.00	ブドウ糖注射液
(局) 大塚糖液 5 0 %		50%20m L 1 A	104.00	ブドウ糖注射液
オキシテトラサイクリン注射液		200mg(力価)1mL V	45.00	
テラマイシン・LA注射液	ゾエティス・ジャパン			
オキシトシン注射液		50単位5mL1 A	152.00	
動物用アトニン-O	あすかアニマルヘルス			
動物用オキシトシンA注射液	日本全薬工業			
ポストンエス	共立製薬			
オルビフロキサシン注射液		50mg1mL V	40.00	
ビクタス注射液5%	物産アニマルヘルス			
◆か◆				
カナマイシン硫酸塩		100mg(力価) V	4.00	
注射用硫酸カナマイシン明治	明治アニマルヘルス			
ガミスロマイシン		150mg(力価)1mLV	206.00	
牛用ザクトラン注	B.I.アニマルヘルスジャパン			
(局) 果糖注射液		5%500mL 1V	149.00	
(局) 果糖注射液		5%500mL 1B	149.00	
(局) 果糖注射液		5%1,000mL1 V	332.00	
カルマデックス注	フジタ製薬	250mL1 V	470.00	
カルマデックス注	フジタ製薬	500mL1 V	770.00	
◆き◆				
キシラジン注射液		2%1mL V	119.00	
キシラジン注2%「フジタ」	フジタ製薬			

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
セデラック2%注射液 セラクター2%注射液	日本全薬工業 エランコジャパン			
キシリトール注射液		25%500mL1 V (PB)	456.00	
キシリット注25% キシリット注25%「KS」	日本全薬工業 共立製薬			
キシリトール注射液		25%1,000mL1 V (PB)	727.00	
キシリット注25%	日本全薬工業			
キモトリプシン注射液		5,000単位 1 A	471.00	
動物用キモチーム 5,000単位	あすかアニマルヘルス			
キモトリプシン注射液		25,000単位 1 A	1,008.00	
動物用キモチーム 25,000単位	あすかアニマルヘルス			
強力OSM	日本全薬工業	100mL1 V	246.00	
◆く◆				
グルコン酸カルシウム注射液		20%500mL1 V (PB)	459.00	
グルカ注20%	共立製薬			
グルコン酸カルシウム注射液		20%800mL1 V	720.00	
グルカ注20%	共立製薬			
クロプロステノール注射液		0.5mg2mL	581.00	
エストラメイト	MSDアニマルヘルス			
クロプロステノールC	フジタ製薬			
レジプロン-C	あすかアニマルヘルス			
レジプロン-C 20	フジタ製薬			
ゼノアジンC注射液	日本全薬工業			
d-クロプロステノール注射液		0.075mgmL V	576.00	
ダルマジン	共立製薬			
◆け◆				
血清性性腺刺激ホルモン		1,000単位1 A	920.00	PMSG
セラルモン1000	共立製薬			
動物用セロトロピン	あすかアニマルヘルス			
動物用ピーエムエスA1000単位	日本全薬工業			
ケトプレックス	共立製薬	500mL1 V	557.00	
◆こ◆				
コレカルシフェロール注射液		100万単位1mL	89.00	
ビタフラルD3-S	共立製薬			
デュファフラルD3-1000	ゾエティス・ジャパン			オスピタン・S
コンドロイチンD3注	文永堂製薬	1mL V	26.00	
◆さ◆				
酢酸フェルチレリン注射液		50μg 1mL V	169.00	
コンサルタン注射液	あすかアニマルヘルス			
コンセラル注射液	MSDアニマルヘルス			
スポルネン・注	共立製薬			
ゼノフェル注射液	日本全薬工業			

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
フェルチレリン注「フジタ」 酢酸フェルチレリン注射液	フジタ製薬	100 μ g 2mL1A	506.00	
コンセラル注射液 スポルネン・注 ゼノフェル注射液	MSDアニマルヘルス 共立製薬 日本全薬工業			
酢酸フェルチレリン注射液 フェルチレリン注「フジタ」	フジタ製薬	100 μ g 2mLS	533.00	
酢酸フェルチレリン注射液 コンセラル注射液 ゼノフェル注射液	MSDアニマルヘルス 日本全薬工業	200 μ g4mL1A	944.00	
酢酸ブセレリン注射液 動物用イトレリン注射液 エストマール注	ILS MSDアニマルヘルス	4.2 μ g 1mLV	256.00	
酢酸リングル液 酢酸リングル-V注射液	日本全薬工業	500mL1V	255.00	
酢酸リングル液 酢酸リングル-V注射液 ダイサクサン	日本全薬工業 共立製薬	1,000mL1V	308.00	
サリチル酸ナトリウム臭化カルシウムブドウ糖注射液 ザルソブロカ糖注NZ	日本全薬工業	5%100mL1A(V)	260.00	
◆し◆				
ジノプロスト注射液 パナセラン・Hi	明治アニマルヘルス	5mg 1mLV	236.00	
ジノプロストトロメタミン 動物用プロナルゴンF注射液	ゾエティス・ジャパン	6.71mg1mLV	215.00	
ジノプロストトロメタミン 動物用プロナルゴンEZ注射液	ゾエティス・ジャパン	16.77mg1mLV	539.00	
ジノプロストトロメタミン ジノプロストT注1%「フジタ」	フジタ製薬	1.5mLS	669.00	
ジノプロストトロメタミン ジノプロストT注1%「フジタ」	フジタ製薬	2.5mLS	869.00	
ジノプロストトロメタミン ジノプロストT注1%「フジタ」	フジタ製薬	13.42mg1mLV	269.00	
ジミナゼン ガナゼック	日本全薬工業	1g 1V	1,912.00	
臭化プリフィニウム注射液 パドリニウム注	リケンベッツファーマ	75mg10mL A	549.00	
◆す◆				
スルピリン注射液 動物用40%スルピリン注	日本全薬工業	40% 5mL1A	54.00	

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
スルピリン注射液 動物用40%スルピリン注 動物用スルピリン注40%「KS」	日本全薬工業 共立製薬	40%10mL	67.00	
スルファジメトキシム注射液 ジメトキシム注NZ	日本全薬工業	10%100mL 1 A (V)	239.00	
スルファジメトキシム注射液 ジメトキシム20%注「文永堂」	文永堂製薬	20%100mL1 V	743.00	
スルファモノメトキシム注射液 ダイメトンB注20%	明治アニマルヘルス	20%100mL1 V	954.00	
◆せ◆				
生理食塩液20mL注射液 (局) 生理食塩液		20mL1 A	62.00	
(局) 生理食塩液		500mL1V	236.00	0.9%塩化ナトリウム注射液、等張塩化ナトリウム注射液、等張食塩液
(局) 生理食塩液		500mL1B	236.00	0.9%塩化ナトリウム注射液、等張塩化ナトリウム注射液、等張食塩液
(局) 生理食塩液「AY」		500mL1B	236.00	0.9%塩化ナトリウム注射液、等張塩化ナトリウム注射液、等張食塩液
(局) 生理食塩液「NP」		500mL1B	236.00	0.9%塩化ナトリウム注射液、等張塩化ナトリウム注射液、等張食塩液
(局) 生理食塩液バッグ「フソー」		500mL1B	236.00	0.9%塩化ナトリウム注射液、等張塩化ナトリウム注射液、等張食塩液
(局) 生理食塩液「ヒカリ」		500mL1B	236.00	0.9%塩化ナトリウム注射液、等張塩化ナトリウム注射液、等張食塩液
(局) 生理食塩液		1,000mL1V	355.00	0.9%塩化ナトリウム注射液、等張塩化ナトリウム注射液、等張食塩液
(局) 生理食塩液		1,000mL1B	355.00	0.9%塩化ナトリウム注射液、等張塩化ナトリウム注射液、等張食塩液
(局) 生理食塩液「ヒカリ」		1,000mL1V	356.00	0.9%塩化ナトリウム注射液、等張塩化ナトリウム注射液、等張食塩液
(局) 生理食塩液バッグ「フソー」		1,000mL1B	356.00	0.9%塩化ナトリウム注射液、等張塩化ナトリウム注射液、等張食塩液
生理食塩液 動物用生食V注射液	日本全薬工業	1,000mL1 V	271.00	
ゼノピタンAD3E注	日本全薬工業	1mL V	31.00	
セファゾリンナトリウム注射液 セファゾリン注「フジタ」	フジタ製薬	1g(力価)1 V	251.00	
セファゾリンナトリウム注射液 セファゾリン注「フジタ」 セファゾリン注「KS」	フジタ製薬 共立製薬	3g(力価)1 V	448.00	

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
セファメジン注「動物用」	MSDアニマルヘルス			
セファゾリンナトリウム注射液		4g(力価)1V	653.00	
セファゾリン注「フジタ」	フジタ製薬			
セフチオフル塩酸塩		50mg(力価)1mLV	92.00	
エクセネル RTU EZ	ゾエティス・ジャパン			
セフチオフルナトリウム注射液		1g(力価)	1,619.00	
エクセネル注	ゾエティス・ジャパン			
セフチオフルナトリウム注「フジタ」	フジタ製薬			
セフチオフルナトリウム注射液		2g(力価)	3,085.00	
セフチオフルナトリウム注「フジタ」	フジタ製薬			
セフチオフルナトリウム注射液		4g(力価)	7,222.00	
エクセネル注	ゾエティス・ジャパン			
セフチオフルナトリウム注「フジタ」	フジタ製薬			
前葉性卵胞刺激ホルモン注射液		10AU 1A	1,495.00	
アントリン・10	共立製薬			
◆た◆				
タイロシン注射液		2,000mg(力価)10mL	267.00	
動物用タイラン200注射液	日本全薬工業			
タイロシン注200「SP」	シオノギファーマ			
タイロシン注200「KS」	共立製薬			
タウリン		100mL1V	497.00	
レバックス注	共立製薬			
炭酸水素ナトリウム注射液		1.35%500mL1V	338.00	重炭酸ナトリウム注射液
等張重曹注	日本全薬工業			
炭酸水素ナトリウム注射液		7%500mL1PB(V)	360.00	
重曹注	日本全薬工業			
7%重曹注「KS」	共立製薬			
◆ち◆				
チアンフェニコール注射液		250mg1mLV	50.00	
ネオマイズン注射液	共立製薬			
チオプロニン注射液		5%100mLV	1,278.00	
動物用チオラ注射液	あすかアニマルヘルス			
(局) 注射用水		20mL 1A	104.00	
(局) 注射用水PL「フソー」		20mL 1A	104.00	
(局) 注射用水(光)		20mL 1A	104.00	
注射用水		20mL1A	43.00	
エクセネル注用注射用水	ゾエティス・ジャパン			

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
チルミコシン注射液		300mg(力価)1mL V	97.00	
チルミコシン注300「フジタ」	フジタ製薬			
チルミコシン注300「KS」	共立製薬			
チルモベット300注射液	Huvepharma Japan			
ミコチル300注射液	日本全薬工業			
◆つ◆				
ツラスロマイシン・ケトプロフェン 配合注射液		ツラスロマイシン 100mg(力価)ケトプロ フェン120mg1mL V	275.00	
ドラクシンKP	ゾエティス・ジャパン			
◆て◆				
デキサメタゾン注射液 水性デキサメタゾン注A	日本全薬工業	1mg1mL V	42.00	
デュファフラルーフォルテ	ゾエティス・ジャパン	1mL V	41.00	
デュファフラルーマルチ	ゾエティス・ジャパン	1mL V	22.00	
(局) テルモ生食		500mL1B	236.00	0.9%塩化ナトリウム 注射液、等張塩化 ナトリウム注射液、 等張食塩液
(局) テルモ生食		1000mL1B	356.00	0.9%塩化ナトリウム 注射液、等張塩化 ナトリウム注射液、 等張食塩液
(局) テルモ糖注5%		5%250m L 1B	284.00	ブドウ糖注射液
(局) テルモ糖注5%		5%500m L 1B	332.00	ブドウ糖注射液
◆と◆				
等張糖加リンゲル液 等張糖加リンゲル液「KS」	共立製薬	500mL1 V (PB)	205.00	
等張リンゲル糖-V注射液	日本全薬工業			
等張糖加リンゲル液 等張糖加リンゲル液「KS」	共立製薬	1,000mL1 V (PB)	313.00	
等張リンゲル糖-V注射液	日本全薬工業			
トコフェロール注射液 ビタミンE注	日本全薬工業	50mg1mL V	28.00	
トラネキサム酸注射液 トラムリン注 バソラミン注	日本全薬工業 明治アニマルヘルス	5%10mL V	96.00	
トンキー200	フジタ製薬	100mL	802.00	
◆に◆				
ニューグロン	共立製薬	500mL1 V	626.00	
ニューグロン・S	共立製薬	500mL1 V	576.00	
ニューグロンプラス	共立製薬	500mL1 V	711.00	
ニューボロカールA	日本全薬工業	500mL1 V	563.00	
◆ね◆				

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
ネオアス注射液	東亜薬品工業	10mL	99.00	
ネオアスP	東亜薬品工業	10mL	51.00	
ネオスチグミンメチル硫酸塩注射液 動物用パラスチミン	日本全薬工業	0.05%10mL1A	68.00	
ネオニューリン注	フジタ製薬	100mL V	219.00	
ネオニューリン注	フジタ製薬	250mL V	549.00	
ネオニューリン注	フジタ製薬	500mL V	844.00	
ネオヘキサメチオニン	フジタ製薬	100mL1 V	197.00	
◆は◆				
破傷風血清 破傷風血清	松研薬品工業	330単位1mL V	285.00	
ハルゼン-V注射液	日本全薬工業	500mL1 V	240.00	
ハルゼン-V注射液	日本全薬工業	1,000mL1 V	324.00	
パンカル注50mg	明治アニマルヘルス	100mL1 V	1,777.00	
パンテチン注射液 イプコン注20%	明治アニマルヘルス	20%50mL V	1,874.00	
◆ひ◆				
ヒアルロン酸ナトリウム注射液 ハイオネート	B.I.アニマルヘルスジヤ パン	4mL1 V	6,732.00	
(局) 光糖液 5 %		5%500mL1 V	332.00	ブドウ糖注射液
(局) 光糖液 5 %		5%500mL1B	332.00	ブドウ糖注射液
(局) 光糖液 5 %		5%250m L 1B	284.00	ブドウ糖注射液
(局) 光糖液 10 %		10%500mL1B	240.00	ブドウ糖注射液
(局) 光糖液 50 %		50%20mL1 A	104.00	ブドウ糖注射液
ヒスタミンB6注「文永堂」	文永堂製薬	10mL V	46.00	
ビタフラルAD3E	共立製薬	1mL1V	37.00	
ビタフラル-フォルテ	共立製薬	1mL V	29.00	ビタロング・フォル テ
ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン ゲストロン1500 動物用コリホルモンA 1500単位	共立製薬 日本全薬工業	1,500単位1 A	1,054.00	
ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン 動物用ゴナトロピン 3000 動物用コリホルモンA 3000単位	あすかアニマルヘルス 日本全薬工業	3,000単位1 A	1,683.00	
ヒト絨毛性性腺刺激ホルモン ゲストロン 5000	共立製薬	5,000単位1 A	1,232.00	
◆ふ◆				
フィトナジオン注射液 ビタミンK1注	日本全薬工業	50mg10mL1 A	179.00	
(局) ブドウ糖注射液		5% 50mL1 V	155.00	
(局) ブドウ糖注射液		5% 100mL1 V	162.00	

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
(局) ブドウ糖注射液		5% 100mL1B	162.00	
(局) ブドウ糖注射液		5% 250mL1V	284.00	
(局) ブドウ糖注射液		5% 250mL1B	227.00	
(局) ブドウ糖注射液		5% 500mL1V	331.00	
(局) ブドウ糖注射液		5% 500mL1B	331.00	
(局) ブドウ糖注射液「AY」5%		5% 500mL1B	332.00	
(局) ブドウ糖注射液5%「VTRS」		5% 500mL1V	332.00	
(局) ブドウ糖注5%PL「フソー」		5% 500mL1V	282.00	
(局) ブドウ糖注5%バッグ「フソー」		5% 500mL1B	282.00	
(局) ブドウ糖注5%「NP」		5% 500mL1B	282.00	
(局) ブドウ糖注射液		5% 1,000mL1V	220.00	
(局) ブドウ糖注射液		10% 500mL1B	239.00	
(局) ブドウ糖注10%バッグ「フソー」		10% 500mL1B	240.00	
(局) ブドウ糖注10%PL「フソー」		10% 500mL1V	240.00	
(局) ブドウ糖注50%PL「フソー」		50% 20mL1A	104.00	
(局) ブドウ糖注射液		10% 20mL1A	104.00	
ブドウ糖加酢酸リンゲル液		500mL1V	273.00	
酢酸リンゲル糖-V注射液	日本全薬工業			
ブドウ糖加酢酸リンゲル液		1,000mL1V	419.00	
酢酸リンゲル糖-V注射液	日本全薬工業			
フルスルチアミン注射液		100mg 20mL1A(V)	176.00	
アニビタン100注射液	MSDアニマルヘルス			
フルスル注	フジタ製薬			
フルスルチアミン注射液		500mg 100mL1V (PB)	814.00	
アニビタン500注射液	MSDアニマルヘルス			
フルスル注	フジタ製薬			
フルニキシメグルミン注射液		8.3%1mL V	70.00	
バナミン注射液5%	物産アニマルヘルス			
フォーベット50注射液	MSDアニマルヘルス			
フルニキシシ注「明治」	明治アニマルヘルス			
フルニキシシ注「meiji」	明治アニマルヘルス			
フルニキシシ注5%「リケン」	リケンベッツファーマ			
フルニキシメグルミン注射液		16.6%1mL V	103.00	
フルニキシシ注10%「フジタ」	フジタ製薬			
フルニキシシ注10%「リケン」	リケンベッツファーマ			

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
フルニキシメグルミン・フロルフェニコール配合注射液		2.74%1mLV 30%1mLV	109.00	
レスフロール	MSDアニマルヘルス			
プレドニゾン注射液		10mg1mLV	11.00	
プレドニゾン注射液NZ	日本全薬工業			
プレドニゾン注射液	リケンベッツファーマ			
プレドリン注	リケンベッツファーマ			
プロゲステロン注射液		200mg 5mL1 A	468.00	
動物用ルテオオーゲンL	日本全薬工業			
プロチオン	日本全薬工業	500mL1 V	533.00	
フロルフェニコール注射液		10%1mLV (PB)	41.00	
フロルフェニコール100注射液	共立製薬			
フロロコール100注射液	MSDアニマルヘルス			
フロルフェニコール注100「フジタ」	フジタ製薬			
フロルフェニコール注100NZ	リケンベッツファーマ			
フロルフェニコール注射液		20%1mLV(PB)	52.00	
フロルフェニコール200注射液	共立製薬			
フロロコール200注射液	MSDアニマルヘルス			
フロルフェニコール注200「フジタ」	フジタ製薬			
フロルフェニコール注200NZ	リケンベッツファーマ			
フロルフェニコール注射液		45%1mLV	130.00	
ニューフロール450注射液	MSDアニマルヘルス			
フロルフェニコール注射液 (グルコン酸マグネシウム含有)		30%1mLPB	130.00	
フロルガン	明治アニマルヘルス			
◆へ◆				
ベルベリン注射液		0.2%100mL1 V	614.00	
ベルパリン注	リケンベッツファーマ			
ベンジルペニシリンカリウム		300万単位1 V	518.00	結晶ペニシリンGカリウム
結晶ペニシリンG明治	明治アニマルヘルス			
ベンジルペニシリンプロカイン注射液		600万単位20mL V	145.00	懸濁水性プロカインペニシリン
動物用懸濁水性プロカインペニシリンG	リケンベッツファーマ			
懸濁水性プロカインペニシリンG注NZ	日本全薬工業			
懸濁水性プロカインペニシリンG「meiji」	日本全薬工業			
ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸ジヒドロストレプトマイシン配合注射液		PC・G20万単位DSM 250mg(力価) 1mLV	11.00	マイシリン(懸濁用)

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
懸濁水性マイシリン注NZ	日本全薬工業			
マイシリン・ゾル	リケンベッツファーマ			
マイシリンゾル「meiji」	日本全薬工業			
◆ほ◆				
ホスホマイシシナトリウム注射液		2g(力価)1V	576.00	
動物用ホスミシンS(静注用)	明治アニマルヘルス			
ポロカール	日本全薬工業	500mL1V	683.00	
◆ま◆				
マルボフロキサシン		20mg(力価)1mLV	47.00	
マルボキシ注2%	フジタ製薬			
マルボシル2%	明治アニマルヘルス			
マルボロック2%注	リケンベッツファーマ			
マルボフロキサシン		100mg(力価)1mLV	158.00	
マルボキシ注10%	フジタ製薬			
マルボシル10%	明治アニマルヘルス			
マルボロック10%注	リケンベッツファーマ			
マルボフロキサシン		160mg(力価)1mLV	215.00	
フォーシル	明治アニマルヘルス			
◆め◆				
メシル酸ダノフロキサシン注射液		25mg1mLV	44.00	
アドボシン注射液	ゾエティス・ジャパン			
メチリット注	文永堂製薬	100mL1V	341.00	
メロキシカム		20mg1mL	161.00	
メタカム2%注射液	B.I.アニマルヘルスジャパン			
メロキシカム2%注	リケンベッツファーマ			
メロキシリン注2%	フジタ製薬			
メロキシカム		50mg1mL	474.00	
メロキシリン注5%	フジタ製薬			
メンブトン注射液		10%10mLV	156.00	
動物用エンドコール注	B.I.アニマルヘルスジャパン			
メンブトン注射液		20%10mLV	271.00	
メンブトン20%注	リケンベッツファーマ			
◆り◆				
硫酸カナマイシン注射液		100mg(力価)1mLV	5.00	
カナマイ注100「フジタ」	フジタ製薬			
硫酸カナマイシン注100「KS」	共立製薬			
硫酸カナマイシン注射液		250mg(力価)1mLV	14.00	
カナマイ注250「フジタ」	フジタ製薬			

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
カナマイ(フジ)250 硫酸カナマイシン注射液250明治 硫酸カナマイシン注250「KS」 硫酸ジヒドロストレプトマイシン注射液 ジヒドロストレプトマイシン注射液「タムラ」	リケンベッツファーマ 明治アニマルヘルス 共立製薬 リケンベッツファーマ	250mg(力価)1mL V	10.00	
硫酸セフキノム油性懸濁注射液 コバクタン セファガード	MSDアニマルヘルス MSDアニマルヘルス	25mg(力価)1mL V	45.00	
硫酸マグネシウム注射液 動物用マグゾール注	日本全薬工業	20%100mL1 V	208.00	
(局) リンゲル液		500mL1 V	251.00	
(局) リンゲル液		500mL1B	219.00	
リン酸デキサメタゾンナトリウム注射液 水溶性デキサ注「KS」	共立製薬	1mg1mL1 V	31.00	
リン酸デキサメタゾンナトリウム注射液 水性デキサ注0.1%	フジタ製薬	1.315mg1mLPB	24.00	
◆る◆ 動物用ルテウムデポー	あすかアニマルヘルス	5mL1 A	519.00	
◆れ◆ レスチオンV注「KS」 レバチオニン	共立製薬 日本全薬工業	100mL1V 100mL1V	456.00 174.00	

第2部 内用薬

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
◆あ◆				
(局) アスピリン「ケンエー」		10g	43.80	
(局) アスピリン原末「マルイシ」		10g	49.10	
(局) アスピリン「ホエイ」		10g	35.60	
(局) アスピリン(山善)		10g	49.10	
(局) アスピリン「ヨシダ」		10g	49.10	
アモキシシリン散		100mg(力価)1g	2.70	
アモキシシリン可溶散10%「KS」	共立製薬			
アモキシシリン10%可溶散「明治」	明治アニマルヘルス			
アモキシシリン散		200mg(力価)1g	4.00	
アモキシシリン可溶散20%「KS」	共立製薬			
アモキシシリン20%可溶散「明治」	明治アニマルヘルス			
アモキシシリン粒		100mg(力価)1g	3.10	
アモキシシリン可溶散10%「フジタ」	フジタ製薬			
アモキシシリン粒		200mg(力価)1g	6.00	
アモキシシリン可溶散20%「フジタ」	フジタ製薬			
アモキシシリン粒		700mg(力価)1g	10.90	
アモキシシリン可溶散70%「フジタ」	フジタ製薬			
(局) アロエ末		10g	41.00	ロカイ末
(局) 安息香酸ナトリウムカフェイン		1g	8.00	アンナカ
(局) 安息香酸ナトリウムカフェイン原末 「マルイシ」		1g	8.60	アンナカ
アンピシリン散		100mg(力価)1g	25.40	
アンピシリン散「KS」	共立製薬			
動物用アンピシリン散「コーキン」	コーキン化学			
オーテシン散	あすかアニマルヘルス			
パーレシン粒	MSDアニマルヘルス			
◆い◆				
イソプロチオラン散剤		50%10g	95.70	
フジックス散	日本全薬工業			
◆う◆				

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
ウルソデオキシコール酸散		5%1g	4.40	
ウルソー5%	物産アニマルヘルス			
ウルソデオキシコール酸5%「KS」	共立製薬			
ウルソデオキシコール散「文永堂」	文永堂製薬			
へパウルソ5%フレーバー	リケンベッツファーマ			
ウロストン	科研製薬	50%1g	23.40	
◆え◆				
エクテシン液	明治アニマルヘルス	10%10mL	68.50	
(局) エフェドリン塩酸塩		1g	107.50	塩酸エフェドリン
(局) l-メントール		1g	15.90	
(局) l-メントール「ケンエー」		1g	19.50	
(局) l-メントール「コザカイ・M」		1g	20.40	
(局) 塩化カリウム		10g	8.00	
(局) 塩化カルシウム水和物		10g	17.10	塩化カルシウム
塩酸オキシテトラサイクリン散		100mg(力価)1g	3.50	
オキテラ水溶散・100	共立製薬			
OTC可溶散「コーキン」	コーキン化学			
塩酸オキシテトラサイクリン散		500mg(力価)1g	9.10	
OTC可溶散50%「KS」	共立製薬			
塩酸クレブテロール		0.025mg1mL	35.20	
ベンチプルミン-シロップ	B.I.アニマルヘルスジャパン			
塩酸クロルテトラサイクリン散		200mg(力価)1g	12.20	
CTC可溶散「SP」	MSDアニマルヘルス			
塩酸ドキシサイクリン散		20mg(力価)1g	2.00	
ビブラベット-20M	ピーヴィージー・ジャパン			
エンロフロキサシン液		2.5%1mL	26.70	
バイトリル2.5%HV液	エランコジャパン			
◆お◆				
(局) オウバク末		10g	31.00	黄柏末
オキシリン酸散		5%1g	12.20	
パラザン	松村薬品			
オキシリン酸散		10%1g	14.30	
動物用オキシリッチ散	コーキン化学			
オメプラゾール		6.16g1S	3,638.50	

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
ガストロガード®	B.I.アニマルヘルスジャパン			
◆か◆				
動物用ガストリン	共立製薬	10mL	78.50	
ガスナインS	日本全薬工業	10mL	77.40	
家畜健胃散「スタマー」	日本全薬工業	10g	7.10	
(局) 乾燥酵母		10g	27.40	
(局) カンゾウ末		10g	32.00	甘草末
◆き◆				
(局) 希塩酸		10mL	18.60	
キートン	フジタ製薬	10g	10.20	
(局) キニジン硫酸塩水和物		1g	93.10	硫酸キニジン
(局) キョウニン水		10mL	34.20	杏仁水
(局) キョウニン水 シオエ		10mL	35.00	杏仁水
(局) キョウニン水 〈ハチ〉		10mL	35.00	杏仁水
(局) キョウニン水「マルイシ」		10mL	35.00	杏仁水
(局) キョウニン水(山善)		10mL	35.00	杏仁水
◆く◆				
(局) 苦味チンキ		10mL	16.00	
(局) 苦味チンキ「ニッコー」		10mL	17.20	
(局) グルコン酸カルシウム水和物		1g	7.50	グルコン酸カルシウム
グレピオマイシン散	日産合成工業	10g	81.90	
(局) クロルフェニラミンマレイン酸塩散		1%1g	8.00	マレイン酸クロルフェニラミン散
◆け◆				
(局) ケイ酸マグネシウム		10g	7.00	
軽種馬用ハテキ	ミヤリサン製薬	10g	16.00	
(局) ケイヒ末		10g	21.90	桂皮末
ケトナイン「文永堂」	文永堂製薬	250mL	536.00	
ゲリトミン散	共立製薬	10g	16.30	
(局) ゲンチアナ末		10g	32.60	
(局) ゲンチアナ末「ケンエー」		10g	33.10	
◆こ◆				
(局) 合成ケイ酸アルミニウム		10g	19.40	
(局) コデインリン酸塩散1%		1%1g	8.00	リン酸コデイン散1%

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
(局) コデインリン酸塩散1%「シオエ」		1%1g	8.50	リン酸コデイン散1%
(局) コデインリン酸塩散1%〈ハチ〉		1%1g	8.50	リン酸コデイン散1%
(局) コデインリン酸塩散1%「ホエイ」		1%1g	8.50	リン酸コデイン散1%
(局) コデインリン酸塩散1%「メタル」		1%1g	10.50	リン酸コデイン散1%
◆さ◆				
(局) 三和ダイオウ末		10g	31.90	大黄末
◆し◆				
(局) ジアスターゼ		10g	24.20	
(局) ジアスターゼ シオエ		10g	31.00	
(局) ジアスターゼ「ニッコー」		10g	28.10	
(局) ジアスターゼ (山善)		10g	27.40	
(局) ジヒドロコデインリン酸塩散1%		1%1g	11.30	リン酸ジヒドロコデイン散1%
新オルゲンS	文永堂製薬	10g	33.00	
人工カルルス塩		10g	7.00	
新中森獣医散	中森製薬	15g	46.90	
新中森獣医散 [Z]	中森製薬	15g	45.80	
◆す◆				
(局) スルピリン水和物		1g	7.50	スルピリン
スルファモノメトキシ水和物		1g	24.60	スルファモノメトキシン
ダイメトン「明治」	明治アニマルヘルス			
スルファモノメトキシ散		10%10g	32.10	
ダイメトンS散	明治アニマルヘルス			
スルファモノメトキシ散		20%10g	46.40	
ダイメトン散20%	明治アニマルヘルス			
スルファモノメトキシナトリウム		純末1g	27.10	
ダイメトンソーダ	明治アニマルヘルス			
◆せ◆				
(局) 精製水		10mL	1.00	
(局) 精製水 (共栄)		10mL	1.40	
(局) 精製水「ケンエー」		10mL	2.40	
(局) 精製水 (小堺)		10mL	2.50	
(局) 精製水 (サンケミファ)		10mL	1.60	
(局) 精製水 (シオエ)		10mL	2.50	

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
(局) 精製水 (昭和)		10mL	2.50	
(局) 精製水 (大成)		10mL	2.40	
(局) 精製水 (高杉)		10mL	2.40	
(局) 精製水 (東海製薬)		10mL	2.50	
(局) 精製水 (東豊)		10mL	2.50	
(局) 精製水 (日興製薬)		10mL	2.50	
(局) 精製水 (ヤクハン)		10mL	2.50	
(局) 精製水 (山善)		10mL	2.40	
(局) 精製水「ヨシダ」		10mL	2.50	
(局) センブリ・重曹散		1g	8.00	
(局) センブリ末		10g	222.30	当薬末
ゼノストン	日本全薬工業	10g	9.20	カウストン
◆た◆				
(局) ダイオウ末		10g	24.50	大黄末
(局) 高砂ダイオウ末M		10g	31.90	大黄末
(局) 炭酸水素ナトリウム		10g	8.00	重曹、重炭酸ナトリウム
(局) 炭酸水素ナトリウム シオエ		10g	9.20	重曹、重炭酸ナトリウム
(局) タンニン酸アルブミン		1g	8.00	タンナルビン
(局) タンニン酸アルブミン「ニッコー」		1g	9.50	タンナルビン
◆ち◆				
畜救散	大園製薬	10g	29.50	
◆て◆				
(局) 天然ケイ酸アルミニウム		10g	7.70	
◆と◆				
(局) トチモトのダイオウ末		10g	31.90	大黄末
トルラミン	共立製薬	10g	8.10	
◆な◆				
ナトキン-L	共立製薬	10g	24.40	
◆に◆				
(局) 乳糖水和物		10g	11.00	乳糖
(局) 乳糖水和物 (小堺)		10g	19.40	乳糖
(局) 乳糖水和物「シオエ」		10g	24.60	乳糖
(局) 乳糖水和物「ホエイ」		10g	14.80	乳糖
(局) 乳糖水和物「ヨシダ」		10g	24.60	乳糖

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
(局) 乳糖 (日興製薬)		10g	24.60	乳糖
(局) 乳糖 (山善)		10g	19.50	乳糖
◆ね◆				
ネオクインコール	日本全薬工業	250mL	225.10	
ネオトルラー80	文永堂製薬	10g	13.10	
ネオルノーゲン	共立製薬	250mL	414.00	
ネオルノーゲン	共立製薬	20 L	17,476.00	
◆は◆				
(局) ハッカ油		1mL	10.90	薄荷油
(局) ハッカ油「ケンエー」		1mL	20.10	薄荷油
(局) ハッカ油「コザカイ・M」		1mL	16.10	薄荷油
(局) ハッカ油「東海」		1mL	12.30	薄荷油
(局) ハッカ油「ニッコー」		1mL	21.20	薄荷油
パンカルG散	明治アニマルヘルス	10g	11.30	
◆ひ◆				
バイオムボンバー散	リケンベッツファーマ	10g	71.50	
バイオエンチ	東亜薬品工業	10g	34.30	
動物用ビオスリー	東亜薬品工業	10g	9.40	
バイオペア	東亜薬品工業	10g	107.30	
ビコザマイシン散		50mg(力価)1g	31.60	
バクテロン散5%	住化エンバイロメンタルサイエンス			
ビスキノン末	リケンベッツファーマ	10g	17.30	
ビスキノン散フレーバー	リケンベッツファーマ	10g	47.30	
(局) ヒマシ油		10mL	11.90	
(局) ヒマシ油「東海」		10mL	13.40	
(局) ヒマシ油「ニッコー」		10mL	13.40	
(局) ヒマシ油 (山善)		10mL	14.20	
◆ふ◆				
(局) ブドウ糖		10g	8.00	
(局) ブドウ糖「コザカイ・M」		10g	8.90	
(局) ブドウ糖「ニッコー」		10g	13.20	
フルニキシシメグルミン		8.3%1g	163.20	
パナミンペースト	MSDアニマルヘルス			
フロルフェニコール液2%「フジタ」	フジタ製薬	20mg/mL	6.10	

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
フロルフェニコール液5%「フジタ」	フジタ製薬	50mg/mL	13.20	
フロルフェニコール液10%「フジタ」	フジタ製薬	100mg/mL	25.50	
◆へ◆				
ベコクサン	MSDアニマルヘルス	1mL	57.80	
ベリノール末A	日本全薬工業	10g	30.90	
ベルパリン末	リケンベッツファーマ	10g	13.20	
◆ほ◆				
ホスホマイシカルシウム散 ホスミシン細粒40%	明治アニマルヘルス	400mg(力価)1g	72.00	
ポビノン	日本全薬工業	10g	9.20	
(局) ホミカエキス散		1g	8.00	
◆み◆				
獣医用宮入菌末	ミヤリサン製薬	10g	31.70	
動物用ミヤリサン	ミヤリサン製薬	10g	27.40	
◆め◆				
メトクロプラミド散 テルペラン経口用 プリンペラン経口用	あすかアニマルヘルス MSDアニマルヘルス	15.35mg1g	12.90	
◆も◆				
モサプリドクエン酸塩水和物 プロナミドE散1%	物産アニマルヘルス	1%10g	346.90	クエン酸モサプリド
◆や◆				
(局) 薬用炭		1g	8.50	
◆よ◆				
(局) ヨウ化カリウム		1g	8.00	
(局) ヨウ化カリウム「コザカイ・M」		1g	11.30	
(局) ヨウ化カリウム「ニッコー」		1g	14.50	
(局) ヨウ化カリウム(山善)		1g	8.10	
◆り◆				
リゾストン	共立製薬	10g	9.10	
硫酸ゲンタマイシン散 動物用ゲンタリン細粒	MSDアニマルヘルス	50mg(力価)3.0g	229.30	
硫酸コリスチン散 硫酸コリスチン10%可溶散明治	明治アニマルヘルス	100mg(力価)1g	75.40	

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
硫酸ストレプトマイシン散 ストマイ顆粒	日本全薬工業	60mg(力価)1g	5.00	
(局) 硫酸マグネシウム水和物		10g	8.00	硫酸マグネシウム
(局) リン酸水素カルシウム水和物		10g	15.80	第二リン酸カルシウム、リン酸水素カルシウム
リン酸チルミコシン液 チルミコシン経口液「タムラ」	リケンベッツファーマ	250mg(力価)1mLV	39.00	
チルモベツト経口液	Huvepharma Japan			
ミコラル経口液	エランコジャパン			

第3部 外用薬

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
◆あ◆				
(局) 亜鉛華軟膏		10g	19.90	酸化亜鉛軟膏
(局) 亜鉛華軟膏「コザカイ・M」		10g	33.00	酸化亜鉛軟膏
(局) 亜鉛華軟膏シオエ		10g	33.00	酸化亜鉛軟膏
(局) 亜鉛華軟膏「東豊」		10g	27.00	酸化亜鉛軟膏
(局) 亜鉛華軟膏「日医工」		10g	33.00	酸化亜鉛軟膏
(局) 亜鉛華軟膏「ニッコー」		10g	33.00	酸化亜鉛軟膏
(局) 亜鉛華軟膏〈ハチ〉		10g	25.50	酸化亜鉛軟膏
(局) 亜鉛華軟膏「ヨシダ」		10g	33.00	酸化亜鉛軟膏
(局) アクリノール水和物		1g	58.90	アクリノール、乳酸エタクリジン
(局) アドレナリン液		0.1%1mL	12.00	エピネフリン液、塩酸アドレナリン液、塩酸エピネフリン液
アンドレス軟膏	共立製薬	10g	18.00	
(局) アンモニア水		10mL	2.80	
(局) アンモニア水「ケンエー」		10mL	7.60	
(局) アンモニア水「タイセイ」		10mL	6.90	
◆い◆				
(局) イオウ		10g	11.70	
(局) イクタモール		10g	36.70	
◆え◆				
(局) 液状フェノール		10mL	11.50	
(局) 液状フェノール「ケンエー」		10mL	13.10	
(局) 液状フェノール(山善)		10mL	13.10	
(局) エタノール		10mL	17.40	
(局) エタノール(兼一)		10mL	29.70	
(局) エタノール「ケンエー」		10mL	29.70	
(局) エタノール(小堺)		10mL	25.80	
(局) エタノール シオエ		10mL	22.20	
(局) エタノール「タイセイ」		10mL	29.70	
(局) エタノール「ニッコー」		10mL	21.00	
(局) エタノール「マルイシ」		10mL	29.70	

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
(局) エタノール「ヤクハン」		10mL	29.70	
(局) エタノール (山善)		10mL	29.70	
(局) エタノール「ヨシダ」		10mL	29.70	
(局) エーテル		10mL	28.90	
(局) 塩化ナトリウム		10g	8.40	食塩
(局) 塩化ナトリウム「オーツカ」		10g	9.10	食塩
(局) 塩化ナトリウム (山善)		10g	9.10	食塩
(局) 塩酸		10mL	8.50	
(局) 塩酸「司生堂」		10mL	11.60	
◆お◆				
(局) 黄色ワセリン		10g	8.50	
(局) 黄色ワセリン (日興製薬)		10g	27.40	
(局) オキシドール		10mL	10.70	
(局) オリーブ油		10mL	16.60	
(局) オリーブ油「ケンエー」		10mL	28.00	
(局) オリーブ油 (シオエ)		10mL	17.30	
(局) オリーブ油「タイセイ」		10mL	17.30	
(局) オリーブ油 (日興製薬)		10mL	25.40	
(局) オリーブ油「ヤクハン」		10mL	21.30	
(局) オリーブ油 (山善)		10mL	18.20	
(局) オリーブ油「ヨシダ」		10mL	27.00	
◆か◆				
(局) 過マンガン酸カリウム		10g	15.70	
カンフル精		10mL	15.20	
カンメルパスタ	日本全薬工業	10g	21.10	
カンメルブルー (L)	日本全薬工業	10mL	27.50	
◆き◆				
(局) 希ヨードチンキ		10mL	16.50	
(局) 希ヨードチンキ「ケンエー」		10mL	16.50	
(局) 希ヨードチンキ (小堺)		10mL	16.50	
(削る。)		(削る。)	(削る。)	
(局) 希ヨードチンキ「タイセイ」		10mL	16.50	
(局) 希ヨードチンキ「ニッコー」		10mL	17.30	
◆く◆				
クラーゲンネオ	フジタ製薬	10g	14.80	

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
(局) グリセリン		10mL	8.70	グリセロール
(局) グリセリン「ケンエー」		10mL	13.10	グリセロール
(局) グリセリン「コザカイ・M」		10mL	13.10	グリセロール
(局) グリセリン シオエ		10mL	13.10	グリセロール
(局) グリセリン「タイセイ」M		10mL	13.10	グリセロール
(局) グリセリン「東海」		10mL	11.10	グリセロール
(局) グリセリン「東豊」		10mL	13.10	グリセロール
(局) グリセリン「ニッコー」		10mL	13.60	グリセロール
(局) グリセリン「ヤクハン」		10mL	13.10	グリセロール
(局) グリセリン (山善)		10mL	13.10	グリセロール
◆さ◆				
(局) 酢酸		10mL	2.70	
(局) 酢酸「ケンエー」		10mL	4.20	
(局) 酢酸「コザカイ・M」		10mL	4.20	
(局) 酢酸「昭和」(M)		10mL	4.90	
(局) 酢酸「タイセイ」		10mL	3.40	
(局) 酢酸「日医工」		10mL	4.20	
(局) 酢酸「ニッコー」		10mL	5.60	
(局) 酢酸 (山善)		10mL	6.30	
(局) 酢酸「ヨシダ」		10mL	4.90	
(局) サラヤ消毒用エタノール		10mL	19.20	
(局) サリチル酸メチル		1mL	5.90	
(局) 酸化亜鉛		10g	20.10	亜鉛華
(局) 酸化亜鉛 (山善)		10g	22.50	亜鉛華
◆し◆				
(局) 次没食子酸ビスマス		1g	11.60	デルマトール
(局) 硝酸銀		1g	182.30	
(局) 消毒用エタノール「イマヅ」		10mL	19.20	
(局) 消毒用エタノール「NP」		10mL	19.20	
(局) 消毒用エタノール (兼一)		10mL	18.70	
(局) 消毒用エタノール「ケンエー」		10mL	19.20	
(局) 消毒用エタノール「コザカイ・M」		10mL	19.20	
(局) 消毒用エタノール シオエ		10mL	19.20	
(局) 消毒用エタノール「タイセイ」		10mL	19.20	
(局) 消毒用エタノール「タカスギ」		10mL	19.20	

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考	
(局) 消毒用エタノール「東豊」	日本全薬工業	10mL	19.20		
(局) 消毒用エタノール「ニッコー」		10mL	19.20		
(局) 消毒用エタノール「マルイシ」		10mL	19.20		
(局) 消毒用エタノール「メタル」		10mL	19.20		
(局) 消毒用エタノール「ヤクハン」		10mL	19.20		
(局) 消毒用エタノール「ヤマゼン」M		10mL	19.20		
(局) 消毒用エタノール「ヨシダ」		10mL	19.20		
真菌用軟膏NZ		10g	37.20		
(局) 親水クリーム		10g	8.30	親水軟膏	
(局) 親水クリーム「コザカイ・M」		10g	29.40	親水軟膏	
(局) 親水クリーム「シオエ」		10g	29.40	親水軟膏	
(局) 親水クリーム「東豊」		10g	22.40	親水軟膏	
(局) 親水クリーム「ニッコー」		10g	29.40	親水軟膏	
(局) 親水クリーム「ホエイ」		10g	14.70	親水軟膏	
(局) 親水クリーム「ヨシダ」		10g	29.40	親水軟膏	
(局) 親水ワセリン		10g	16.30		
(局) 親水ワセリン(日興製薬)		10g	35.30		
◆す◆					
(局) 水酸化カリウム			10g	11.80	
◆た◆					
(局) タルク		10g	7.50		
(局) 単軟膏		10g	21.80		
(局) 単軟膏(東豊)		10g	33.10		
(局) 単軟膏(日興製薬)		10g	39.00		
(局) 単軟膏「ヨシダ」		10g	39.00		
(局) タンニン酸		1g	11.50		
◆ち◆					
(局) チアントール		10g	29.30		
(局) チンク油		10g	10.80		
(局) チンク油「東海」		10g	15.50		
(局) チンク油「東豊」		10g	20.70		
(局) チンク油「日医工」		10g	23.30		
(局) チンク油「ニッコー」		10g	23.30		
◆て◆					
蹄病軟膏NZ	日本全薬工業	10g	95.60		

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
◆な◆ ナナフロシン外用剤 ナナオマイシン油剤あすか	あすかアニマルヘルス	0.1mg(力価)1mL	18.70	
◆に◆ (局) 尿素		10g	7.70	
◆は◆ (局) 白色ワセリン「ケンエー」		10g	31.60	
(局) 白色ワセリン (小堺)		10g	31.60	
(局) 白色ワセリン (シオエ)		10g	24.30	
(局) 白色ワセリン (大成)		10g	31.60	
(局) 白色ワセリン (東豊)		10g	31.60	
(局) 白色ワセリン「日医工」		10g	31.60	
(局) 白色ワセリン (日興製薬)		10g	31.60	
(局) 白色ワセリン (V T R S)		10g	24.30	
(局) 白色ワセリン (山善)		10g	31.60	
(局) 白色ワセリン「ヨシダ」		10g	31.60	
◆ひ◆ (局) ピロカルピン塩酸塩		1g	1180.30	塩酸ピロカルピン
◆ふ◆ (局) フェノール		10mL	11.80	石炭酸
(局) フェノール「コザカイ・M」		10mL	12.50	石炭酸
(局) 複方ヨード・グリセリン		10mL	11.30	
(局) 複方ヨード・グリセリン「ケンエー」		10mL	19.20	
(局) 複方ヨード・グリセリン (小堺)		10mL	19.20	
(局) 複方ヨード・グリセリン「ニッコー」		10mL	24.70	
(局) 複方ヨード・グリセリン (山善)		10mL	14.90	
(局) プロペト		10g	31.60	
◆ほ◆ (局) ホウ酸		10g	7.40	
(局) ホウ酸「ケンエー」		10g	22.80	
(局) ホウ酸「メタル」		10g	21.50	
ポビドンヨード液 動物用イソジン液	iNova Pharmaceuticals Japan	2%50mL	91.50	
動物用ネオヨジン液	岩城製薬			

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
動物用ポピドンヨード2%「KS」	共立製薬			
PVPヨード液L(フジタ)	フジタ製薬			
◆ま◆ (局) 麻酔用エーテル		1mL	9.60	
◆め◆ (局) 滅菌精製水 (容器入り)		10mL	2.70	滅菌精製水
(局) 滅菌精製水 「ケンエー」		10mL	4.90	滅菌精製水
(局) 滅菌精製水 (シオエ)		10mL	5.10	滅菌精製水
(局) 滅菌精製水 (大成)		10mL	3.50	滅菌精製水
(局) 滅菌精製水 (日興製薬)		10mL	5.10	滅菌精製水
(局) 滅菌精製水 (光)		10mL	4.30	滅菌精製水
(局) 滅菌精製水 (ヤクハン)		10mL	4.30	滅菌精製水
(局) 滅菌精製水 「ヨシダ」		10mL	4.40	滅菌精製水
◆や◆ (局) 薬用石ケン		10g	57.00	
◆よ◆ (局) ヨウ素		1g	10.70	
(局) ヨードチンキ		10mL	18.10	
(局) ヨードチンキ 「ケンエー」		10mL	18.10	
(局) ヨードチンキ (小堺)		10mL	18.10	
(局) ヨードチンキ 「タイセイ」		10mL	18.10	
(局) ヨードチンキ 「ニッコー」		10mL	21.50	
動物用ヨーチン・SFL	科学飼料研究所	6g100mL	135.50	
◆り◆ (局) 硫酸亜鉛水和物		10g	9.10	硫酸亜鉛
(局) 硫酸アルミニウムカリウム水和物		10g	10.10	ミョウバン、硫酸アルミニウムカリウム
(局) 流動パラフィン		10mL	10.80	
(局) 流動パラフィン 「ニッコー」		10mL	14.30	
◆ろ◆ ロメワン	千寿製薬	5mL	632.50	

第4部 注入・挿入薬

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
◆え◆ 塩酸オキシテトラサイクリン乳房注入剤		450mg(力価)1本	<u>228.00</u>	
オキシテトラサイクリン乳房炎用液NZ	日本全薬工業			
◆せ◆ セファゾリン油性乳房注入剤		150mg(力価)1容器	121.00	
セファゾリンL「フジタ」	フジタ製薬			
セファメジンQR	日本全薬工業			
セファゾリン油性乳房注入剤		150mg(力価)1容器	<u>204.00</u>	
セファメジンZ	日本全薬工業			
セファゾリン油性乳房注入剤		250mg(力価)1容器	202.00	
セファメジンDC	日本全薬工業			
セファゾリン油性乳房注入剤		450mg(力価)1容器	506.00	
セファゾリン3L「フジタ」	フジタ製薬			
セファメジンS	日本全薬工業			
セファロニウム油性乳房注入剤		250mg(力価)1容器	<u>273.00</u>	
乾乳期用セファロニウム-D	フジタ製薬			
乾乳期用セプラビン	MSDアニマルヘルス			
乾乳期用セプラビン「W」	MSDアニマルヘルス			
セファロニウムD「フジタ」	フジタ製薬			
セフロキシム油性乳房注入剤		250mg(力価)1容器	<u>176.00</u>	
泌乳期用スペクトラゾール	MSDアニマルヘルス			
泌乳期用セフロキシム-M	フジタ製薬			
セフロキシムL「フジタ」	フジタ製薬			
◆へ◆ ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸カナマイシン油性乳房注入剤		PC・G30万単位 KM300mg(力価)1本	<u>183.00</u>	
タイニーPK	フジタ製薬			
ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸ジヒドロstreptomycin子宮注入剤		PC・G20万単位 DSM200mg(力価)1組	1,281.00	
内膜炎用ネオポリンダールA	日本全薬工業			
ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸ジヒドロstreptomycin油性乳房注入剤		PC・G30万単位 DSM300mg(力価)1容器	<u>121.00</u>	

品名	製造販売会社名	規格・単位	薬価(円)	備考
ニューサルマイS ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸フ ラジオマイシン油性乳房注入剤(エア ハイポリS ベンジルペニシリンプロカイン・硫酸ジ ヒドロストレプトマイシン油性乳房注入 剤 乾乳用軟膏A	日本全薬工業 日本全薬工業 日本全薬工業	PC・G30万単位 FM300mg(力価)1本 PC・G100万単位 DSM1g(力価)1容器	168.00 238.00	
◆ま◆ マストリチン	共立製薬	10mL	1,133.00	

第5部 その他

品名	製造販売会社名	規 格・単 位	薬価(円)	備考
【注射薬】 ◆あ◆ アンピシリン注射液 アンピシリンゾル 20%	リケンベッツファーマ	200mg(力価)1mLV	19.00	令和9年9月30日 まで適用
【内用薬】 ◆え◆ (局) 塩化カリウム「フソー」		10g	13.70	令和9年3月31日 まで適用
◆さ◆ (局) 精製水「NikP」		10mL	2.50	令和9年3月31日 まで適用
◆に◆ (局) 乳糖水和物原末「マルイシ」		10g	19.40	令和9年3月31日 まで適用
【外用薬】 ◆お◆ (局) オリブ油「日医工」		10mL	21.30	令和9年3月31日 まで適用
◆は◆ (局) 白色ワセリン (東洋製化)		10g	24.20	令和9年3月31日 まで適用